

— 資料4 相互応援関係 —

4-1 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 隣接応援要請 | 隣接する市町村等に対して行う応援要請 |
| (2) 地域応援要請 | 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請 |
| (3) 全県応援要請 | 全ての市町村等に対して行う応援要請 |
| (4) 特殊応援要請 | 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請 |

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に要する経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 (平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は平成27年4月8日から効力を生ずる。

別 表

区 分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

4－2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な、被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任

する。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・壳木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曽
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曽
木 曽	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

4－3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付す

るものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書きの場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、ほかのブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
- (実施細則の改定)
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
- (実施細則の成立)
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

4－4 飯山市魚津市災害時相互応援協定書

飯山市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 救援活動
- (2) 給水活動
- (3) 行政事務活動
- (4) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (5) 児童生徒の一時入学受入れ業務
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請された業務

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 飯山市防災主管課長
- (2) 魚津市防災主管課長

(情報の交換)

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあっては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) その他前各号に定めない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出動及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年5月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月19日

長野県飯山市大字飯山1, 110番1号

飯山市長 小山邦武

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 石川精二

4－5 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨市と飯山市（以下「両市」という。）において、大規模な災害が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合、若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき両市の間の総合応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 両市は大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受け入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と求めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災市が応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により、文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファクシミリ・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及び経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の実施)

第5条 応援要請を受けた場合、応援を行う市（以下「応援市」という。）は直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げ

るとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災市が負担する。
- (3) 被災市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があつた場合は、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第8条 応援市は、被災市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した市は、情報収集を行うとともに、被災市に応援内容と情報の提供ができるだけ早期の行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市から第4条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(資料等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく応援が円滑の行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第10条 構成市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 両市が相互に地勢等理解し合うための交流を積極的に図ることとする。

(施行期日)

第13条 この協定は平成19年11月29日から施行する。

この協定の成立を証するため、両市長署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年11月29日

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長 中村照人

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 石田正人

(様式 省略)

4－5－1 平成19年11月29日締結の「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」に付隨する覚書

山梨市と飯山市（以下「両市」という。）は、平成19年11月29日締結の「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」の第3条（6）について、両市同意の上、下記の件について応援協定に加えることとし、覚書を締結する。

記

- 1 両市のどちらかにおいて大規模な災害が発生し、インターネット回線が断線又はホームページ公開用サーバー若しくは、更新用サーバーが使用不能となり、ウェブサイトを通じた情報提供が不能となったとき、被災市の情報を代わってホームページ上に掲載するものとする。
- 2 応援要請の方法及びホームページ上に掲載する内容等については別に定めるものとする。
- 3 本覚書に記載のない事項については両市協議の上、定めるものとする。
- 4 本覚書は2通作成し、両市署名押印の上、各自1通を保管する。

以上

平成24年2月17日

山梨県山梨市小原西843番地

山梨市長 竹越久高

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 足立正則

4－6 大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長井市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市の間の応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 両市は大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、大規模災害等発生時の連絡担当部課（様式第1号）により相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出、医療、防疫又は施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災市が前条に規定する応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ、大規模災害等発生による応援要請について（様式第2号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファクシミリ・メール等）などにより要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号まで及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の実施)

第5条 応援要請を受けた場合、応援を行う市（以下「応援市」という。）は直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通知しなければならない。

(応援の自主出動)

第6条 応援市は、被災市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、第4条の規定にかかわらず、自主的判断により被災市に対し応援を行うことができる。この場合において、被災市から第4条の規定による応援要請があつたものとみなす。

2 自主出動した応援市は、情報収集を行うとともに、被災市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員の派遣に要した経費の支弁 応援市

(2) 救援物資の調達その他応援に要した経費の負担 被災市

2 被災市が前項に規定する経費を支弁するまがなく、かつ、被災市から要請があつた場合は、応援市は、当該経費を一時立て替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第5条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により（当該活動後であっても、その活動に起因するものであることが明らかである場合も含む。）負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、応援市が、本人又はその遺族に対する損害賠償を負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中に生じたものについては応援市が賠償するものとする。

(資料等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画、その他必要な資料等を交換するものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第10条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 両市は、相互理解を図るため、積極的な交流を推進するものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成24年6月29日から施行する。

この協定の成立を証するため、両市長署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月29日

山形県長井市ままの上5番1号
長井市長 内谷重治
長野県飯山市大字飯山1110番地1号
飯山市長 足立正則

(様式 省略)

4－7 国分寺市・飯山市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市の間の応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) その他被災市から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

(災害時における自主的活動)

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるとときは、自主的に応援を実施するものとする。この場合において、被災市から第3条の応援要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める市が負担するものとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 派遣職員の旅費及び諸手当 被災市。ただし、応援市の旅費に関する規定により算出した額の範囲内とする。

- (2) 派遣職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償費
応援市
(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。
(市町村合併による取り扱い)

第7条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。
(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。
(その他)

第9条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月14日

国分寺市
国分寺市長 星野信夫
飯山市
飯山市長 足立正則

4-8 災害時における復旧作業等協力に関する協定書

飯山市及び軽井沢町（以下「協力自治体」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、復旧作業等の実施に際し独自では十分に対応できない場合の協力に関して、「長野県市町村災害時相互応援協定」に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 協力自治体のいずれかの災害時等において、保有又は調達可能な資機材及び技術者を活用しても、復旧作業等ができない場合、次に掲げる協力を被災を免れた協力自治体に要請することができるものとする。

- (1) 生活路線及び公共施設等の応急的な復旧作業
- (2) 救援活動を実施する際に支障となる障害物の撤去作業
- (3) 緊急を要する建設資機材の調達及び技術者の派遣
- (4) その他、応急対策上被災自治体が必要とする業務

2 被災自治体が応急措置の協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

- (1) 協力を必要とする期間及び場所
- (2) 災害の状況及び要請内容
- (3) 指示事項その他必要な事項

3 応援自治体は、前項の規定により被災自治体側から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（協力のため派遣された者の指揮）

第2条 応援自治体より派遣された職員又は技術者は、被災自治体の首長の指揮のもとに活動するものとする。

（報告手続）

第3条 応援自治体は、前条第1項各号に掲げる協力を行った場合には、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施報告書（別記第2号様式）を作成し、被災自治体に提出するものとする。

- (1) 作業実施期間、場所及び人員
- (2) 復旧作業等実施した内容
- (3) 使用した資機材等の種類及び数量
- (4) その他復旧作業等を実施した事項で必要な事項

（経費の負担）

第4条 第1条第2項の規定により被災自治体の要請に基づき応援自治体が実施した復旧作業等に要した経費は、被災自治体の負担とする。なお、経費の算出にあたっては、前条に規定する報告

書の内容及び実勢価格を考慮して被災自治体が積算し、応援自治体と協議のうえ決定するものとする。

(経費の支払)

第5条 被災自治体は、前条に規定する経費の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に応援自治体の指定する支払先に支払わなければならない。

(業務の中止等)

第6条 応援自治体は、応急措置の実施について、やむを得ぬ事由が発生し業務を中断したときは、被災自治体に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害補償等)

第7条 応援自治体の職員又は技術者が負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援自治体の負担とする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 応援自治体の職員又は技術者が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応急措置従事中に生じたものについては被災自治体が、また、被災自治体への往復途中に生じたものについては、応援自治体が賠償に応じるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 この協定を円滑に推進するためにそれぞれの事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 協力自治体は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、協力自治体のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 足立 正則

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長 藤巻 進

4-9 災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と飯山市内の郵便局（以下「乙」という。）は、飯山市内に大規模な災害が発生した場合における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（用語の意義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 甲が収集した被災者に係る情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難場所への郵便差出箱の設置
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 乙が収集した被災者に係る情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の協力事項について必要と認めたときは、要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑みそれぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するよう努めなければならない。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲の要請により甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（経費の負担）

第6条 協力に要した経費の負担は、甲が行う協力事項にあっては、甲の負担と乙が行う協力事項にあっては、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては飯山市総務部総務課長、乙においては飯山郵便局総務担当副局長とする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成10年11月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の両者が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

飯 山 市 長 小山邦武

飯山市内郵便局代表

飯 山 郵 便 局 長 塚田明弘

4-10 災害時における応急生活物資調達に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、飯山市内に災害が発生した場合、飯山市（以下「甲」という。）と飯山商工会議所（以下「乙」という。）とが、物資の調達についてこの協定に定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において、甲は、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

(要請の手続き)

第4条 第2条の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

(費用負担)

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

(費用の請求)

第8条 乙は、甲による物資の引渡し終了の確認後、災害発生前の通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成11年7月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年7月19日

飯山市長 小山邦武

飯山商工会議所

会頭 上海徳右衛門

(別表)

食 料 品	パン、容器入り水・飲料、牛乳、果物、レトルト食品、缶詰、ハム・ソーセージ、カップ麺、粉ミルク、弁当類、米、調味料
そ の 他	電池、懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、軍手、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、カセット式ガスコンロ及びボンベ、紙コップ・紙皿、トイレットペーパー、洗剤、石鹼、紙おむつ、生理用品、濡れティッシュ、ゴミ袋、運動靴、使い捨てカイロ、下着類、毛布等生活用品

*品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

4-11 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という）は、飯山地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次ぎのとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定は平成12年10月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成12年10月16日

甲 飯山市大字飯山1110番地の1号

飯山市長 小山邦武

乙 長野市篠ノ井御幣川668

生活協同組合コープながの

理事長 米原俊夫

別表1

優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（L Lその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ・簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレットペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●下着・靴下 ●タオル ●毛布 ●かとり線香（夏季） ●使い捨てカイロ（冬季）

- (1)☆印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2)「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3)品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

4-12 災害時における応急対策業務に関する基本協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、飯山市地域に災害が発生したとき又は発生する恐れのあるとき（以下「災害時」という。）に、緊急な対応の必要が生じた場合飯山市長（以下「甲」という。）が、飯山市建設業協会長（以下「乙」という。）、（社）長野県ダンプカー協会飯山支部支部長（以下「丙」という。）に協力を求めるときの基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、飯山市単独で十分な応急対策業務が実施できないと判断したときは、乙及び丙に応急対策業務の協力を要請することができる。

- 2 乙及び丙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の要請に対し速やかに協力するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第3条 甲の要請に基づいて乙及び丙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第4条 飯山市建設業協会、（社）長野県ダンプカー協会飯山支部の会員が、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは傷病にかかり、又は障害を有することになった場合は、乙及び丙が加入する労働者災害保険を適用し、これを補償するものとする。

(協議)

第5条 この協定を実施するための細目については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

- 2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 飯 山 市 長 石田正人

乙 飯山市建設業協会長 坂東峯一

丙 （社）長野県ダンプカー協会
飯 山 支 部 長 福原 初

4-13 災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書

飯山市長（以下「甲」という。）と飯山市建設業協会会長（以下「乙」という。）、（社）長野県ダンプカー協会飯山支部支部長（以下「丙」という。）は、平成19年7月19日付で締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」第5条第1項の規定に基づき、その実施に関して次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙及び丙に実施を要請する業務は、市が管理する公共施設等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙及び丙は、あらかじめ応急対策業務時に、乙及び丙会員が保有する稼働可能な建設資機材、労力等を把握し、毎年度の当初に甲に報告するものとする。

（実施要請）

第3条 甲は応急対策業務の必要があると認めたときは、連絡窓口を一本化し、乙に対し、応急対策業務の内容等をできるだけ具体的に要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙から応急対策業務の実施を指示された丙、また乙丙会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 乙及び丙会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出動人員、時間及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第5条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が指示し、乙及び丙会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第6条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲、乙及び丙に報告するものとする。

2 乙及び丙は、第4条の規定により、応急対策業務を実施した場合には、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

（請負契約）

第7条 甲と乙及び丙会員とは、飯山市財務規則（昭和54年飯山市規則第5号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 飯山市長 石田正人

乙 飯山市建設業協会長 坂東峯一

丙 (社)長野県ダンプカー協会
飯山支部長 福原初

4-14 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会飯山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部等（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、市民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもつて要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後3時間以内に甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

（事前計画）

第4条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定に従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（災害補償）

第6条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯山市条例第23号）の規定に準じて甲が補償を行うものとする。

（補償の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めたときは、その補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月12日

甲 飯山市大字飯山1110番地の1号

飯山市長 石田正人

乙 中野市大字壁田955番地

長野県建築士会飯水支部

支部長 江口信行

4-15 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）並びに飯山市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 飯山市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 二 飯山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること。
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

- 2 なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年6月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修

乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

国土交通省

北陸地方整備局長 前川秀和

丙) 長野県飯山市大字飯山1110番地1

飯山市

飯山市長 足立正則

4-16 災害時における電気の保安に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と一般財団法人 中部電気保安協会 長野支店（以下「乙」という。）は、飯山市に発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

- 2 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。
- 3 乙は、大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。
- 4 甲、乙は、災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、甲には一切請求しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、平成24年8月20日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いづれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年8月20日

甲 長野県飯山市大字飯山1, 110番地の1号
飯山市長 足立正則

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人 中部電気保安協会
長野支店 支店長 倉持高久

4-17 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点での乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 長野県飯山市大字飯山1110-1

長野県飯山市長 足立正則

乙 群馬県高崎市高関町380

株式会社カインズ

代表取締役社長 土屋裕雅

4-18 災害に係る情報発信等に関する協定

飯山市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、飯山市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、飯山市が飯山市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ飯山市の行政機能の低下を軽減させるため、飯山市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、飯山市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものから実施するものとする。

- (1) ヤフーが、飯山市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、飯山市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 飯山市が、飯山市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 飯山市が、飯山市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 飯山市が、災害発生時の飯山市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 飯山市が、飯山市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて飯山市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 飯山市が、飯山市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 飯山市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、飯山市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく飯山市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。
(情報の周知)

第4条 ヤフーは、飯山市から提供を受ける情報について、飯山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、飯山市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、飯山市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、飯山市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年2月26日

飯山市：長野県飯山市大字飯山1110番地の1号
飯山市長 足立正則

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

4-19 災害時におけるL P ガスに係る協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）、長野L P 協会高水支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県L P ガス協会（以下「丙」という。）は、災害時におけるL P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるL P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するL P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

- 2 乙は、甲から協力要請を受けた業務の一部について丙に協力を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請は、原則として災害時協力業務要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

- (1) 被災地域のL P ガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (2) 供給設備設置場所以外で発見されたL P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのL P ガスが供給されることとなった場合のL P ガス供給設備工事及びL P ガス供給
- (4) 販売事業者、一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びL P ガス供給のために特に必要な業務

（実施報告）

第4条 乙は、前条各号に規定する業務を実施したときは、災害時協力業務実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用）

第5条 第3条第3号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したL P ガス等の対価及

び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定する。

- 2 甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第6条 甲は、災害時において円滑にLPGガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にLPGガス供給設備を設置し、又は併設するとともに、防災資材の整備を推進するものとする。

- 2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に対し必要な対策を要請する。
- 3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部庶務課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

- 2 乙は、支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて協会内にLPGガス災害対策本部を設置する。
- 3 甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第8条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲及び丙に提出するもとする。

- 2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第10条 第3条の規定による協力業務において、乙又は丙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市条例等

により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 従業員の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙、丙又は従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 飯山市

飯山市長 足立正則

乙 長野L.P.協会高水支部

支部長 宮川 浩

丙 一般社団法人長野県L.P.ガス協会

会長 小林 芳夫

4-20 災害時における医療救護活動に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と一般社団法人飯水医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市地域防災計画に基づき甲が実施する災害時の医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時の医療救護活動を実施するため災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療班の派遣要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、医療班を甲が指定する救護所に派遣するよう努めるものとする。

（救護所の設置）

第4条 甲は、災害現場、避難所及び医療が可能な医療施設等に救護所を設置する。

2 乙は、甲が救護所を設置するにあたり、必要な協力をを行うものとする。

（医療班の業務）

第5条 医療班は、救護所及び医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「救護所等」という。）において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
- (2) 傷病者の後送医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認及び検案
- (4) その他必要な事項

（指揮）

第6条 救護所等の運営に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 救護所等における医療救護活動に関する事項の指揮は、医療班の責任者が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 医療班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定した者が行うものと
する。

（医薬品等の供給）

第8条 医療班が使用する医薬品等は、当該医療班が携行するもののほか、甲が供給するものとす

る。

- 2 医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等を使用した場合の経費は、甲が負担するものとする。
(後送医療施設への搬送)

第9条 乙は、甲が傷病者を後送医療施設へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

第10条 救護所等における医療費は、無料とする。

- 2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。
(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定に基づき医療班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 医療班が実施した医療救護活動に関して、傷病者と収容した後送医療施設との間に医事紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(報償)

第12条 甲は、医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療班員が医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯山市条例第23号）及び飯山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和50年飯山市条例第30号）に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

(訓練)

第14条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議し

て決定するものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この

協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いいずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の

日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 一般社団法人飯水医師会
会長 高橋智子

4-21 災害時における医療救護活動に関する協定実施細則

平成26年4月1日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（災害時医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に規定する災害時医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療班の地区別編成及び出動体制
- (2) 携行することができる医薬品及び衛生資器材等の内容
- (3) 連絡体制
- (4) その他必要事項

（医療班の編成）

第2条 医療班は、医師1名及び看護師で構成し、必要に応じて薬剤師、保健師、助産師等を加えることができる。

（連絡調整者の指定）

第3条 協定第7条に規定する連絡調整を行う者は、甲においては飯山市民生部保健福祉課に属する職員、乙においては乙の事務局に属する職員からそれぞれ指定するものとする。

（医薬品の携行）

第4条 協定8条第2項に規定する医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等の経費については、医薬品等使用報告書（様式第1号）により請求するものとする。

（後送医療施設への搬送に伴う協力）

第5条 協定9条に規定する必要な協力とは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 傷病者の症状に適応した必要診療科目の指示
- (2) 傷病者の症状に適応した後送医療機関の選定
- (3) 傷病者の搬送に伴う医師の同乗
- (4) その他必要事項

（医事紛争発生時の措置）

第6条 協定第11条に規定する医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書（様式第2号）により

甲に報告するものとする。

（報償金の額）

第7条 協定第12条に規定する報償金の額は、別表に定める額とする。

（報償金の請求）

第8条 乙は、医療班員に支給される報償金の請求を報償金請求書（様式第3号）に各医療班の医療活動実績報告書（様式第4号）を添付して請求するものとする。

(協議)

第9条 この細則に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この細則の締結を証するため、甲乙双方記名押印の上、各自1通をそれぞれ保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 一般社団法人飯水医師会
会長 高橋智子

4-22 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と飯水歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市地域防災計画に基づき甲が実施する災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時歯科医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時の歯科医療救護活動を実施するため災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時歯科医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療班の派遣要請）

第3条 甲は、災害時の歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時歯科医療救護計画に基づき編成した歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに歯科医療班を甲が指定する救護所に派遣するよう努めるものとする。

（救護所の設置）

第4条 甲は、災害現場、避難所及び歯科医療が可能な歯科医療施設等に救護所を設置する。

2 乙は、甲が救護所を設置するにあたり、必要な協力をを行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第5条 歯科医療班は、救護所及び歯科医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「救護所等」という。）において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 歯科医療に係る応急的な処置
- (2) 救急活動の記録
- (3) 死体検案
- (4) その他必要な事項

（指揮）

第6条 救護所等の運営に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 救護所等における歯科医療救護活動に関する事項の指揮は、歯科医療班の責任者が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 歯科医療班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定した者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 歯科医療班が使用する医薬品等は、当該歯科医療班が携行するもののほか、甲が供給する

ものとする。

2 歯科医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等を使用した場合の経費は、甲が負担するものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

(医事紛争発生の措置)

第10条 この協定に基づき歯科医療班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

(報償)

第11条 甲は、歯科医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療班員が歯科医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は歯科医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯山市条例第23号）及び飯山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和50年飯山市条例第30号）に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議し

て決定するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この

協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の

日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 飯水歯科医師会
会長 平井和夫

4-23 災害時の歯科医療救護活動に関する協定実施細則

平成26年4月1日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（災害時歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に規定する災害時歯科医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯科医療班の地区別編成及び出動体制
- (2) 携行することができる医薬品及び衛生資器材等の内容
- (3) 連絡体制
- (4) その他必要事項

（歯科医療班の編成）

第2条 歯科医療班は、歯科医師1名及び歯科衛生士1名で構成し、必要に応じて人数を増やすことができる。

（連絡調整者の指定）

第3条 協定第7条に規定する連絡調整を行う者は、甲においては飯山市民生部保健福祉課に属する職員、乙においては乙に属する者からそれぞれ指定するものとする。

（医薬品等の携行）

第4条 協定8条第2項に規定する歯科医療班が携行した医薬品及び衛生資器材等の経費については、医薬品等使用実績報告書（様式第1号）により請求するものとする。

（医事紛争発生時の措置）

第5条 協定第11条に規定する医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書（様式第2号）により

甲に報告するものとする。

（報償金の額）

第6条 協定第12条に規定する報償金の額は、別表に定める額とする。

（報償金の請求）

第7条 乙は、歯科医療班員に支給される報償金の請求を報償金請求書（様式第3号）に各歯科医療班の歯科医療救護活動実績報告書（様式第4号）を添付して請求するものとする。

（協議）

第8条 この細則に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この細則の締結を証するため、甲乙双方記名押印の上、各自1通をそれぞれ保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 飯水歯科医師会
会長 平井和夫

4-24 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と北信薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市地域防災計画に基づき甲が実施する災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時医療救護及び医薬品等供給計画の策定）

第2条 乙は、災害時の医療救護活動を実施するため災害時医療救護及び医薬品等供給計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護及び医薬品等供給計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護及び医薬品等供給計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護及び医薬品等の供給活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護及び医薬品等供給計画に基づき編成した薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに薬剤師班を甲が指定する救護所に派遣するよう努めるものとする。

（救護所の設置）

第4条 甲は、災害現場、避難所及び医療が可能な医療施設等に救護所を設置する。

2 乙は、甲が救護所を設置するにあたり、必要な協力をを行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班は、救護所及び医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「救護所等」という。）において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 傷病者に対する調剤及び服用指導
- (2) 医療班への薬剤供給及び服用に関する助言
- (3) 医薬品の仕分け及び管理
- (4) その他必要な事項

（指揮）

第6条 救護所等の運営に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 救護所等における薬事衛生に係る医療救護活動に関する事項の指揮は、薬剤師班の責任者が行う者とする。

（連絡調整）

第7条 薬剤師班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定したものが行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものほか、甲が供給するもの

とする。

2 薬剤師班が携行した医薬品及び衛生資器材等を使用した場合の経費は、甲が負担するものとする。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(医事紛争発生の措置)

第10条 この協定に基づき薬剤師班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

(報償)

第11条 甲は、薬剤師班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師班員が医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯山市条例第23号）及び飯山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和50年飯山市条例第30号）に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この

協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の

日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 北信薬剤師会
会長 高野秀樹

4-25 災害時の医療救護活動及び医薬品等供給に関する協定実施細則

平成26年4月1日付をもって締結した「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」(以下「協定」という。)第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

(災害時医療救護及び医薬品等供給計画)

第1条 協定第2条第1項に規定する災害時医療救護及び医薬品等供給計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の地区別編成及び出動体制
- (2) 携行することができる医薬品及び衛生資器材等の内容
- (3) 連絡体制
- (4) その他必要事項

(薬剤師班の編成)

第2条 薬剤師班は、薬剤師1名及び補助者1名で構成し、必要に応じて人数を増やすことができる。

(連絡調整者の指定)

第3条 協定第7条に規定する連絡調整を行う者は、甲においては飯山市民生部保健福祉課に属する職員、乙においては乙に属する者からそれぞれ指定するものとする。

(医薬品等の携行)

第4条 協定8条第2項に規定する薬剤師班が携行した医薬品及び衛生資器材等の経費については、医薬品等使用及び供給実績報告書(様式第1号)により請求するものとする。

(医事紛争発生時の措置)

第5条 協定第11条に規定する医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書(様式第2号)により

甲に報告するものとする。

(報償金の額)

第6条 協定第12条に規定する報償金の額は、別表に定める額とする。

(報償金の請求)

第7条 乙は、薬剤師班員に支給される報償金の請求を報償金請求書(様式第3号)に各薬剤師班の医療救護活動及び医薬品等供給実績報告書(様式第4号)を添付して請求するものとする。

(協議)

第8条 この細則に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この細則の締結を証するため、甲乙双方記名押印の上、各自1通をそれぞれ保有する。

平成26年4月1日

甲 飯山市長 足立正則

乙 北信薬剤師会
会長 高野秀樹

4-26 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、飯山市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、飯山市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長

乙 株式会社ゼンリン

長野営業所長

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村 B4判住宅地図	5 冊
広域図	飯山市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	飯山市 危機管理防災課 利用 閲覧地区：飯山市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務部危機管理防災課	住所：飯山市大字飯山1110-1 電話：0269-62-3111 FAX：0269-62-5990
	連絡先 2		
乙	連絡先 1	第一事業本部 新潟・長野エリア 統括部 長野営業所	住所：長野市三輪荒屋1151-1 電話：026-263-3755 FAX：026-263-3977
	連絡先 2	第一事業本部 新潟・長野エリア 統括部	住所：長野市三輪荒屋1151-1 電話：026-263-3755 FAX：026-263-3977

4-27 災害時における緊急的な調査等に関する協定書

飯山市（以下「市」という。）と北信測量設計事業協同組合（以下「組合」という。）とは、市の管内の道路、河川、砂防等で地域住民の生活に多大なる不安を与える災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における緊急的な調査の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に市が必要とする緊急的な調査、測量、設計、洪水痕跡等現況調査、流量観測及び写真撮影（以下「調査等」という。）に関し、組合が必要な技術者を確保し、及びその実施体制を定め、これをもって災害の拡大防止及び早期復旧に努めることを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、市の管内及び市が緊急的な調査等を必要とする管内周辺地域とする。

（調査等の内容）

第3条 市は、災害時に必要と認めるときは、組合に調査等を要請することができるものとする。

2 組合は、市の要請に基づき災害に関する状況の把握及び情報収集を行い、速やかに市に報告するとともに、市の指示により必要な調査等を実施するものとする。

（調査の実施体制等）

第4条 組合は、緊急的な調査等を早急に行うことができるよう、調査等に必要な資材機材等及び人員の確保の方法を定め、その実施体制を市に報告するものとする。この場合において、市が必要と認めるときは、組合に対して、最新の調査等に必要な資材機材等及び人員の確保の方法並びにその実施体制に係る報告を求めるものとする。

2 前項の規定により市に報告する調査等の実施体制は、組合が定める編成表、連絡体制及び連絡系統とし、編成表には調査等を行うことができる所属社員等を記載するものとする。

（契約の締結）

第5条 市は、組合に第3条第1項の規定により調査等を要請したときは、停滞なく組合と請負契約を締結するものとする。

（災害補償）

第6条 第5条の規定により締結した請負契約に基づき調査等に従事した者（以下「従事者」という。）が調査等に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きにおいて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用があるときは、組合がその処理を行うものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 調査等の実施に伴い、市及び組合の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合に、組合は、その事実の発生後停滯なくその状況を書面により市に報告するものとする。この場合において、その処理については、市と組合が協議し、決定するものとする。

(実施要領)

第8条 この協定に基づく緊急的な調査等の実施に関し必要な事項は、実施要領として協定の締結時に定めるものとし、その内容は別紙のとおりとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年2月22日から平成29年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の満了の1ヵ月前までに、市又は組合がそれぞれの相手方に何らの申し出をしないときは、この協定は同一の条件により更に1年間延長されたものとし、以降の期間においても同様とする。この場合において、組合は第4条第2項の編成表、連絡体制及び連絡系統について、協定が延長されたときに見直しを行い、市に報告するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と組合とが協議して決定するものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、2者記名押印のうえ、各自1部を保有する。

平成29年2月22日

飯山市長 足立 正則

北信測量設計事業協同組合

理事長 中村 利通

(別紙)

災害発生時における緊急的な調査等に関する協定書実施要領

飯山市（以下「市」という。）と北信測量設計事業協同組合（以下「組合」という。）とは、飯山市内の災害時における緊急的な調査等に関する協定書（平成29年2月22日締結。以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、緊急的な調査等の実施に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（調査等の要請の基準等）

第1条 協定書第3条第1項の規定による調査等の要請は、次の場合に行うものとする。

- （1）複数の公共施設に広範囲かつ大規模な被害が発生したとき。
- （2）県内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- （3）その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

2 前項に規定する要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請することが困難又は緊急を要する場合は口頭で行い、その後速やかに組合に文書を提出するものとする。

（調査等の報告）

第2条 協定書第3条第2項の規定による調査等の報告（以下「報告」という。）は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書により報告することが困難又は緊急を要する場合については口頭で行い、その後速やかに市に文書を提出するものとする。

- （1）調査日時
- （2）調査場所、路線、河川名等
- （3）被災状況、被災規模（写真等）
- （4）調査氏名及び連絡方法
- （5）その他報告を必要とする事項

附則

この要領は、平成29年2月22日から施行する。

4-28 災害時における消防用水の確保に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と北信生コン協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水（以下「用水」という。）の供給協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定によるほか、豪雪時において、用水の供給協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

3 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給活動を行うものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する協力要請を行うときは、協力要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、供給活動を実施したときは、活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日速やかに活動報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 供給活動に要する乙の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項により決定した乙の費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 供給活動により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理解決に当るものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた組合員が、指定された場所への移動時に危険と判断する事案が発生した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第8条 供給活動を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、所属する組合員を組合員名簿（様式第4号）により甲に報告するものとし、以降、年1回の報告を行うものとする。

（補償）

第10条 災害対策基本法の規定に基づき、供給活動に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に供給活動に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

2 供給活動の際に生じた資器材等の破損に伴う補償については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの間とする。

ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（内容の変更）

第13条 この協定の内容は、双方の協議により、隨時変更することができる。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1
飯山市長 足立正則

乙 長野県飯山市大字静間307番地2

北信生コン協同組合
代表理事 福原初

4-29 消防活動の協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会飯山支部（以下「乙」という。）は、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する支部会員が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模火災が発生し、消防活動の協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
- (2) 救助活動に支障となる障害物等の除去
- (3) 危険要因となる物質等の除去
- (4) 消火活動を円滑にするための外壁開口部の設定
- (5) その他乙の協力を必要とする事項

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する消防活動を行うものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する協力要請を行うときは、協力要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、消防活動を実施したときは、活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日速やかに活動報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 消防活動に要する乙の費用は、要請時における国土交通省土木工事積算標準単価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項により決定した乙の費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 消防活動により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた支部会員が、指定された場所への移動時に危険と判断する事案が発生した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第8条 消防活動を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、所属する支部会員を支部会員名簿（様式第4号）により甲に報告するものとし、以降、年1回の報告を行うものとする。

(補償)

第10条 災害対策基本法の規定に基づき、消防活動に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に消防活動に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

2 消防活動の際に生じた資器材等の破損に伴う補償については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの間とする。

ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(内容の変更)

第13条 この協定の内容は、双方の協議により、隨時変更することができる。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1

飯山市長 足立正則

乙 長野県飯山市大字静間307番地2

長野県建設業協会飯山支部

支部長 福原初

4-30 災害時における土地建物等の使用に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の電力復旧作業における、甲の土地、建物等の使用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市およびその近隣地域において災害による大規模な停電が発生した場合、または発生が予想される場合の電力復旧作業を目的とした、乙による甲所有の土地および建物の無償使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用場所）

第2条 甲は、自らが所有する次の「物件表示」記載の土地および建物（以下「本物件」という。）ならびに本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と合わせて「本物件等」という。）を、前条の目的のため乙が無償で使用することを承諾する。なお、本物件以外の物件使用については必要な都度相互に協議することとする。

＜物件表示＞

所在地 : 長野県飯山市大字旭地籍

施設名称 : 長峰スポーツ公園

（善管注意義務）

第3条 乙は、本物件等を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、本物件等に毀損、汚損等がないよう、また施設の営業に支障のないよう最大限配慮するものとする。

（使用の申請等）

第4条 乙は、本物件等の使用を必要とする場合は、甲に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭で申請するものとする。なお、後日当該事項に関する内容を書面にて交付する。

（1）本物件に立ち入る車両の台数および車種

（2）本物件のうち使用を希望する範囲

（3）本物件に立ち入る要員数および本物件への常駐人数

（4）本物件に搬入する資機材等の数および種類

2 前項による申請があった場合、甲は速やかに乙による使用の可否および使用を認めるときはその範囲を、乙に対し書面または口頭で通知するものとする。

（使用連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は以下のとおりとする。

甲 : 総務部 危機管理防災課

乙： 飯山営業所 総務担当部署

(使用期間等)

第6条 乙は、第4条の使用許可を受けた日から、電力復旧作業の完了日まで本物件等を使用できるものとする。

2 乙は、電力復旧作業が完了したときは、甲に対し口頭で通知したうえで、第15条の定めに従い速やかに本物件等を明け渡すものとする。

(甲の立入権等)

第7条 甲（甲の職員および委託先等を含む。）は、乙が本物件等を使用中であっても、本物件等の管理のため、本物件に立入り、必要な措置を講ずることができるものとし、乙は、これに協力する。

2 甲は自らが必要とする場合は、乙が本物件等を使用中であっても、甲の指示により、乙による本物件等の使用の中止、または使用範囲の変更を行うことができるものとする。

(諸費用の負担)

第8条 甲は、乙による使用の有無にかかわらず、次項の場合を除き、乙に対し、本物件等の公租公課の費用負担を求めるものとする。

2 甲は、乙が本物件等を使用することに起因して支出した一切の費用について、乙に対し補償を求めることができる。

(工事等)

第9条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、本物件等に関する工事または改修等をしてはならない。

(禁止行為)

第10条 乙は、本物件等の使用期間中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

（1）本物件に発火性のある爆発物、土壤汚染の可能性のある毒物等の危険物、および産業廃棄物に該当する物件を搬入し、または存置すること。

（2）前号の他、甲または第三者に損害を及ぼす一切の事項。

(保全)

第11条 乙は、本物件等の使用に関して事故等が発生した場合は、直ちに甲に通知するとともに、自らの負担と責任により改善措置を実施するものとし、甲に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする。

2 乙は、本物件等の使用に際し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの負担と責任によりこ

れを処理する。

3 乙は、本物件等の保全について十分注意し、第三者から本物件等を侵害されるおそれがあるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲と協力して当該侵害のおそれを排除しなければならない。

(報 告)

第12条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、甲が報告を求めた場合、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本物件等の使用に関し、故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(訓 練)

第14条 乙は、甲と協議のうえ、本物件等を使用した非常災害訓練を無償で実施できるものとする。

2 前項の非常災害訓練の実施は、年間1回を上限とする。

(明渡し・建物等の撤去)

第15条 乙は、本物件の使用を終了する場合は、本物件内に設置した工作物等の一切を撤去し、本物件等を原状に復して明け渡すものとする。ただし、乙は、甲が残置を承認したものについては、その所有権を放棄することによって原状回復義務を免れることができ、甲は、これを任意に使用、収益または処分できるものとする。

2 甲は、乙が前項の定めに違反して工作物等を残置した場合、当該工作物等については、乙が所有権を放棄したものとみなして任意に使用、収益または処分できるものとし、乙は、これについて一切異議を述べず、甲が当該工作物等を処分するときは、これに要する費用を負担するものとする。

3 甲は、乙が第1項の明渡しをせず、または遅延することにより被った損害については、乙に対しその賠償を請求できるものとする。

(協議事項)

第16条 甲および乙は、本協定に定めのない事項または本協定の各条項の解釈に係る疑義が生じた場合は、民法その他の法令および一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年5月14日

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

甲 飯山市長 足立 正則

長野県飯山市大字静間字並柳353-5

乙 中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

飯山営業所長 手塚 高典

4-31 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯山市内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本市域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

- 2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。
- 3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月6日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 足立 正則

(乙) 新潟県上越市西城町2丁目2番27号

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

信越支部長 斎藤 俊幸

4-32 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は飯山市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力により、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、資機材名・数量・規格・搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第6条及び第7条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係わる適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲が故意又は過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修繕費または時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

- 第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(訓練)

- 第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この規定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 30 年 8 月 7 日

甲 長野県飯山市大字飯山1110-1

飯山市長 足立 正則

乙 長野県下伊那郡松川町上片桐3322番地

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部
支 部 長 花岡 昇

4-33 災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー飯山営業所（以下「乙」という。）は、飯山市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲及び乙が円滑な相互連携・協力を図るため、必要な事項について定めるものとする。

（災害時等の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時等の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上、決定することとする。

（災害時等の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

（2）乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

（3）その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定め、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について乙と協議を行うものとする。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時等に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時等における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時等の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡するとともに、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（定期的な情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交

換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合は、この限りでない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年12月5日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 足立 正則

乙 長野県飯山市大字静間353番地5号

中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー

飯山営業所長 永井 左千夫

4-34 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る協定書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、飯山市内の応急救護体制の充実及び強化を図るため、飯山市内の乙の直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストアに自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに關し、以下のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、市内の応急救護体制の充実及び強化を目的に、乙が市内において直営店方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア セブン・イレブン店（以下、「セブン・イレブン店舗」という。）にAEDを設置するものとし、乙はこれに同意するものとする。

2 AEDを設置するセブン・イレブン店舗は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。前項の規定にかかわらず甲は、セブン・イレブン店舗の建物所有者及びセブン・イレブン店舗のフランチャイジー等の意向により、セブン・イレブン店舗にAEDを設置することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。（以下、セブン・イレブン店舗のうち、AEDを設置した店舗を「該当店舗」という。）

（費用の負担）

第2条 AEDの設置、保守・点検、備品・消耗品の補充、撤去等、該当店舗に設置するAEDにかかる一切の費用は、甲が算定するところにより、甲が負担するものとする。

（AEDの受渡し）

第3条 該当店舗は、該当店舗周辺で重篤な傷病者が発生し、その場に居合わせた者が救命を目的としてAEDを借りに来た場合は、その受渡しを行うものとする。

2 該当店舗には、甲が配布するステッカーを該当店舗出入口の外部から見やすい場所に掲示し、該当店舗であることを市民へ周知するものとする。

（AEDのメンテナンス）

第4条 甲は、定期的に該当店舗に設置したAEDが使用可能な状態にあることの確認に努めるものとする。

2 該当店舗は、AED本体のアラームが鳴る等、AEDに異常があると判断した場合は、速やかに甲へ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理、その他必要な対応を行うものとする。

（AED使用後の対応）

第5条 該当店舗は、該当店舗に設置したAEDが使用された場合、甲に速やかにその旨を連絡し、甲は、消耗品等の補充を行うものとする。

2 該当店舗は、該当店舗の外にAEDが持ち出されて使用された場合は、甲に速やかにその旨を連絡し、甲は、当該AEDを再び使用できる状態にした上で、該当店舗に設置するものとする。

（AED取扱い講習）

第6条 甲は、乙及び該当店舗からの要望があれば必要に応じ、乙及び該当店舗の従業員に対して

AEDの取扱いを含む救命講習を行うものとする。

(市民への広報)

第7条 甲は、AEDを該当店舗に設置することに係る市民への広報として、次の事項を周知する。

- (1) AEDを設置する該当店舗の名称、位置に関すること。
- (2) 該当店舗は、AEDの設置及び設置場所の案内業務のみを行い、該当店舗の従業員が現場へ出向く又は救命活動を行うものではないこと。
- (3) AEDの取扱いを含む救命講習の受講の必要性に関すること。

(協定の期間)

第8条 本協定の期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも本協定を解除する旨の書面による意思表示がなければ、1年間自動的に延長するものとし、以後についても同様とする。

(中途解約)

第9条 前条の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方に対して本協定の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までにその旨を書面により申し出ることにより、本協定を解約することができるものとする。

(AEDの撤去)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該店舗からAEDを撤去又は設置場所の変更ができるものとする。

- (1) 本協定が終了したとき。
- (2) 当該店舗が閉店したとき。
- (3) 店舗の改装その他、当該店舗において特別な事情があるとき。

(責任の所在)

第11条 甲は乙又は該当店舗に対し、AEDの設置及び受渡しに関するいかなる責任も問うことができないものとする。

2 乙及び該当店舗は、AED設置期間中に生じたAEDの異常、市民等によるAEDの使用等から甲又は第三者に生じたいかなる損害の責任も負わないものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成31年2月25日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1
飯山市長 足立正則

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

4-35 飯山市コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る覚書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）とは、飯山市内の応急救護体制の充実及び強化のため、丙の経営するローソン店（以下単に「店舗」という。）（所在地：長野県飯山市）への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、市内の応急救護体制の充実及び強化を目的に、店舗へAEDを設置するものとし、乙及び丙はこれを承諾するものとする。

（設置の要件）

第2条 甲は、甲の費用負担により店舗にAEDを設置するものとする。

2 甲は、乙及び丙の承諾の下、収納ボックスを設置するものとする。

3 丙は、甲が配布するステッカーを、店舗入り口の外部から見やすい場所に掲示して、店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するものとする。

4 AEDが設置される壁面等については、当該設置期間中、甲と乙又は甲と丙の間に使用貸借契約があつたものとみなす。

なお、甲は、覚書の終了等の事由によりAEDを撤去する場合は、当該壁面等を原状に復して乙又は丙に返還するものとする。

（市民への案内）

第3条 丙は、店舗周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民が救命を目的としてAEDを借りに来た場合は、AEDの設置場所及び収納ボックスからの取出方法を市民に明示することにより、その利用に供するものとする。

2 丙は、前項の対応に関し、店舗の営業時間中できる限り対応するよう努めるものとする。

（AEDの点検）

第4条 甲は、定期的に店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 丙は、定期的にAEDが使用可能な状態にあるか、インジケータのランプ等の確認に努めるものとする。このときAEDに異常があると丙が判断した場合は、速やかに甲へ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

（AED使用後の対応）

第5条 店舗に設置したAEDが使用された場合は、丙は甲へ連絡するものとし、甲はその消耗品等の補充その他AEDを再び使用できる状態にするための必要な措置を行うものとする。

2 店舗の外にAEDが持ち出されて使用された場合は、甲が丙に返却するものとする。

（AED取扱い講習）

第6条 甲は、丙からの要望があれば、必要に応じ、丙又はその従業員に対してAEDの取扱いを含む救命講習の指導を行うものとする。

(市民への広報)

第7条 甲は、AEDを店舗に設置することに係る市民への広報として、次の事項を周知する。

- (1) AEDが設置された店舗の所在地に関すること。
- (2) 店舗には、AEDの設置がされているのみであり、店舗の従業員がAEDを使用する現場へ出向くものではないこと。
- (3) AEDを設置した店舗の周辺自治会及び市民に対する救命講習の必要性に関すること。

(覚書の期間)

第8条 覚書の期間は、覚書の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲、乙又は丙から書面による異議の申し出がなければ更に1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、乙丙間で締結された「フランチャイズ契約」が終了したときは、本覚書も終了する。

(責任の所在)

第9条 甲は乙及び丙に対し、AED設置と受渡しに関して如何なる責任も問うことができないものとする。

2 乙及び丙は、如何なる場合であっても、AED設置中に生じたAEDの異常、市民等によるAEDの使用等から甲又は第三者に生じた損害について、何らの責任も負わないものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名、押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成31年2月4日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1

飯山市長 足立正則

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社 ローソン

代表取締役 竹増貞信

丙

4-36 災害時における資機材のレンタルに関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、飯山市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（供給資機材）

第3条 乙が甲に供給する資機材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等にかかる費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

(資料及び情報の提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料及び情報、その他必要な資料及び情報を適宜相手方に提供するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、各種訓練に参加するなど、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月24日

甲 長野県飯山市大字飯山1110-1
飯山市長 足立 正則

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志

4-37 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ワールドエコ（以下「乙」という。）は、災害時に必要な飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、飯山市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、飲料水等の供給を必要とするときは、乙に対し飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水等の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に飲料水等を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により飲料水等の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（供給飲料水等）

第3条 乙が甲に供給する飲料水等は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

（飲料水等の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した飲料水等の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの飲料水等の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による飲料水等の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が飲料水等を運搬及び供給する場合には、当該飲料水等の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した飲料水等の供給にかかる費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

(資料及び情報の提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料及び情報、その他必要な資料及び情報を適宜相手方に提供するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに飲料水等の供給ができるよう、各種訓練に参加するなど、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年4月21日

甲 長野県飯山市大字飯山 1110 番地1
飯山市長 足立 正則

乙 長野県下水内郡栄村大字豊栄 3323-28
株式会社 ワールドエコ
代表取締役 福原初

4-38 災害時における物資供給に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するため必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 長野県飯山市大字飯山 1110 番地1
飯山市長 足立 正則

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

4-39 災害時における相互協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「飯山市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、飯山市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方を開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有する

ものとする。

令和2年12月15日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1号
飯山市長 足立 正則

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本 佳一

4-40 災害時における物資供給に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 飯山市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 飯山市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(運搬および引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては飯山市総務部危機管理防災課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年9月1日

甲 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市長 足立 正則 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

4-41 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

飯山市長（以下「市長」という。）と長野県建設業協会飯山支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における飯山市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という）について、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、市長が負担する。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を市長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と会員とは、[自治体ごと必要に応じて記載：{市（町、村）財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、}] 速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月13日

飯山市

飯山市長 足立正則

長野県建設業協会飯山支部

支部長 藤巻 篤

4-42 災害時等における上下水道施設緊急措置等の協力に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と飯山管工事工業協会（以下「乙」という。）並びに飯山市上下水道工事組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）又は上下水道施設の事故及び大規模長時間停電（以下「施設事故」という。）が市内で発生又は発生のおそれがある場合、甲の所管する上下水道施設の応急処置又は緊急修繕対応（以下「緊急対応」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等又は施設事故が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する上下水道施設の被災状況の調査、把握、緊急対応等を行うことについて、甲乙丙が協力し、市民の安全、安心を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等又は施設事故が発生又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは緊急対応等を実施することが困難であるときは、乙又は丙に対し、その協力を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、甲から前項規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害等又は施設事故の状況、場所、活動内容、必要とする人員、資機材等について、乙又は丙に対して連絡することをもって行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って、甲の行う緊急対応に協力するものとする。

（緊急対応の内容）

第5条 乙及び丙が行う緊急対応は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 現地調査の実施及び被災状況等の報告
- (2) 緊急対応に必要な人員、建設機械、資材の確保及び提供
- (3) 甲の所管する上下水道施設の応急復旧及び緊急修繕工事
- (4) 応急給水活動
- (5) その他甲が必要と認める緊急対応

（経費の負担）

第6条 乙及び丙がこの協定に基づく緊急対応のために要した経費については、原則として甲の負担とする。

2 前項に規定する経費の額については、甲が別に定める基準により積算した額に基づき甲乙丙協

議のうえ、これを定めるものとする。

(請負契約)

第7条 甲と乙及び丙の会員とは、飯山市財務規則（昭和54年飯山市規則第5号）の規定に基づく手続きにより、速やかに緊急対応業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

(損害補償)

第8条 乙及び丙の会員が、第4条の規定により緊急対応業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することになった場合は、乙及び丙が加入する労働者災害保険を適用し、これを補償するものとする。

2 第4条の規定による緊急対応の業務において、乙及び丙の機材が損害を受けたときの補償は、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第9条 緊急対応従事中に第三者等に対して損害を及ぼした場合は、甲乙丙各々の責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

(他市町村の災害)

第10条 他市町村に災害が発生又は発生するおそれがある場合における緊急対応の実施については、この協定の例により甲乙丙協議のうえ、実施するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙丙いずれかから協定を更新しない旨の書面による申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙丙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 飯山市長

足立 正則

乙 飯山管工事工業協会 会長

高澤 克子

丙 飯山市上下水道工事組合 組合長 近藤 清

4-43 災害時における法律等相談業務に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、地震や風水害等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための法律等相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に基づき、乙が実施する被災者支援のための法律等相談業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、法律等相談業務の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害発生時等支援要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行い、その後速やかに災害発生時等支援要請書を送付するものとする。

3 乙は、第1項の規定により要請を受けた場合は、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選び、必要事項を甲に連絡するものとする。

（災害時の体制整備等）

第3条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（様式2）を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（法律等相談業務の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、法律等相談業務を実施するものとするものとする。

2 法律等相談業務を実施する場合において、長野県災害支援活動士業連絡会と連携して業務を行う必要があると判断した場合には、甲乙協議のうえ、乙が調整を行うものとする。

3 法律等相談業務を実施する場合において、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、甲が調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請による法律等相談業務を実施した場合は、実施状況等その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 要請による法律等相談業務は無償とし、相談者に負担を求めるものとする。

2 乙は、甲に対し法律等相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（損害の補償等）

第7条 要請による法律等相談業務を実施する際に、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害

賠償を含む。)は、甲は負担を負わないものとする。

(平常時からの連携)

第8条 甲及び乙は、平常時において、法律等相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

2 乙は、甲の依頼に基づき、防災訓練に可能な範囲で参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月13日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1
飯山市
飯山市長 足立 正則

乙 長野県長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会長 中村 威彦

4-44 災害時における物資輸送等に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と、甲信越福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請やその他甲乙間における協力事項に關し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配達
- （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配達
- （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）甲が指定する災害時相互応援協定締結都市等への物資等の配達
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）災状況に係る情報の提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙は供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告書（別紙2）を提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとす

る。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車輸送業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し協議が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月8日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1
長野県飯山市
飯山市長 江沢岸生

乙 長野県長野市若穂川田3800番地6
甲信越福山通運株式会社
代表取締役社長 矢木野雅之

4-45 災害時における応急活動及び平時における防災まちづくりの応援協力に関する連携協定書

飯山市（以下「甲」という。）と一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「乙」という。）は、飯山市内に被害が及ぶことが想定される地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急活動と、平時における防災まちづくりの応援協力（以下「平時」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、災害時の応急活動が迅速かつ円滑に実施ができ、かつ平時における災害に備える市民の更なる防災力向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協力事項について連携して取り組むものとし、甲が乙に協力を要請した場合は、乙は自らの業務に支障がない可能な範囲で対応するものとする。

- (1) 災害時の障害物除去等の作業と、乙が所有する重機等の提供及びオペレーターの派遣
- (2) 甲が行う防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの協力
- (3) 子どもたちや地域住民、市職員等への防災意識の啓発及び防災知識の普及
- (4) 甲が取り組む防災に関する施設の整備及び活用に対する助言
- (5) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項及び遵守事項等について、甲乙の合意により決定するものとする。

（要請及び報告）

第3条 甲は、前条に規定する協力事項の要請を行うときは、応急活動・応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、第1項に基づき協力事項を実施したときは、応急活動・応援協力実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合であっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力事項に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。ただし、災害時における応急活動にかかる経費は、甲が負担する費用の積算単価は、災害

発生直前における実勢単価とする。

(損害賠償)

第5条 乙は、第2条に規定する協力事項の実施において、構成員は平時からボランティア保険等の任意保険に加入するものとする。

2 乙の災害時の応急活動並びに平時の応援協力中に生じた重機等の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙の災害時の応急活動並びに平時の応援協力中に第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び損害額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害時の情報提供)

第6条 乙は、乙が災害時の応急活動中に覚知した被害情報は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の被害情報を関係機関等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年10月27日

甲 飯山市大字飯山 1110番地1
飯山市長 江沢 岸 生

乙 上高井郡小布施町雁田 676
一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事 林 映寿

— 資料5 災害情報の収集・連絡関係 —

5-1 被害状況報告等の様式

様式第1号（概況速報）

飯山市

概 情 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設 関 係		
鉄道 通信 電力 水道 } 施設関係		
そ の 他		
応急対策等の活 動状況、消防職 員・消防団員の 出動状況等		

様式第2号（人的及び住家の被害）

飯山市

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）							
災害の名称				災害発生の日時	月 日 時		
災害発生の場所							
災害報告の时限		月 日 時現在	発信機関及び 発信担当者				
人 的 被 害	死 者		人	災 害 の 概 況			
	行 方 不 明 者		人				
	負 傷 者	重 傷	人				
		輕 傷	人				
		小 計	人				
	計		人				
住 家 の 被 害	全壊・全焼 又は流失		棟	棟	救 濟 措 置 状 況		
			世帯	世帯			
			人員	人			
	半壊又は半焼		棟	棟	災 害 救 助 法 の 見 込 み		
			世帯	世帯			
			人員	人			
	一部破損		棟	棟	災 害 対 策 部	名称	
			世帯	世帯		設置	月 日 時 分
			人員	人		廃止	月 日 時 分
	床上浸水		棟	棟	ボ ラン ティ ア 活 動 の 状 況		
			世帯	世帯			
			人員	人			
床下浸水		棟	棟	その 他	消防職員出動延人員	人	
		世帯	世帯		消防団員出動延人員	人	
		人員	人				
非住家の被害 (全・半壊)		公共建物	棟				
		その他	棟				

- (注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとすること。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号（高齢者等避難・避難指示等状況報告）

飯山市

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の时限	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発信者							
高齢者等避難・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時 及 び <small>高齢者等避難、指示の別</small>	地区名	世帯数	人員	避 難 場 所 名	設 置 地 区 名	入 所 世 帯 数	入所人員
合計				合計			

様式第3号（社会福祉施設被害）（職業訓練施設被害）

飯山市

社会福祉施設被害状況報告〔中間〕 (職業訓練施設被害状況報告)〔確定〕													
災害の名称				災害発生日時	年 月 日 時								
災害発生場所													
報告の时限	月 日 時現在			発受信时刻	日 時 分								
発 信 者	()			受 信 者	()								
施設の種類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被 害 額 計		(千円)											

様式第5号（農業関係被害）

飯山市

災 害 名		発 生 日 時	月 日 時 分～日 時 分		発信日時	月 日 時 分	
		発信機関 (発信者)			受信機関 (受信者)		

図 分 項 目	作 物 名	被 壊 率 30% 未 満		被 壊 率 30% 以 上		合 计			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面 積	減 収 量	面 積	減 収 量	面 積	減 収 量	被 壊 金 額	
生 産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆 類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
樹 体 被 害	そ の 他 ()								
	小 計								
	計								

図 分 項 目	施 設 名	園 芸 関 係			そ の 他			合 计	
		件 数	面 積 (m ²)	被 壊 金 額	件 数	面 積 (m ²)	被 壊 金 額	件 数	面 積 (m ²)
施 設 関 係	建 物								
	温 室(ガラス張)								
	プラスチックハウス								
	構 築 物								
	計								

図 分 項 目	種 類 名	被 壊 量	被 壊 金 額	主な被害地区名	主 な 被 害 品 目 名
そ の 他	家 畜				
	畜 产 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 蘭				
	計				
被 壊 農 業 者(家)数		戸	特別被 壊 農 業 者(家)数	戸	

様式第6号（林業関係被害）

飯山市

林業関係被害状況報告（速報・中間・確定）															
災害の名称								災害発生日時		年月日時					
災害発生場所															
報告の时限						発受信时刻		日时分							
発信者		()				受信者		()							
治山関係	種別	新生崩壊地又は新生地すべり地被害状況				拡大崩壊地又は拡大地すべり地被害状況				治山施設被害状況				降雨量	
		か所数	溪流	山腹	被害額	か所数	溪流	山腹	被害額	か所数	数量 (m) (ha)	被害額 (千円)	施行年度	月／日 mm	
	崩壊														
	地すべり														
被害額計		千円						被害か所数		か所					
林業用施設	区分項目		路線数		か所数		延長 m		被害額(千円)		備考				
	林道施設														
	内橋梁														
苗木木	樹種	施業量				被害量								備考	
		面積 (ha)	本数(千本)				面積 (ha)	本数(千本)				被害率 B/A %	被 害 金 額 (千円)		
			1年生	2年生	3年生	計(A)		1年生	2年生	3年生	計(B)				
合計					()	()	()	()	()	()	()	()			
苗畑施設	項目 被害の内容		か所数	被害 数量	被害 金額	復旧の 種類	数量	単価	金額	備考					
			()	()	()	()	()	()	()						
造林地	森林 計画名	被害面積				要復旧面積	要復旧経費						備 考 経 費 計		
		人工林			天然林 面積 計	人 工 林	天 然 林	改植			その他				
		樹種 別	令級 別	面積				面積	単価	経費	面積	単価		経費	
				ha				ha	ha	ha	ha	ha		ha	円
合計															

種 別			事 業 主 体	数 量	单 位	被 害 額	備 考
林 產 関 係 被 害	木 材	立 木			m ³		
		素 材			m ³		
		製 材			m ³		
	薪 炭	薪 炭 原 木			m ³		
		木 炭			kg		
		薪			層積m ³		
	特 林 產 物	し い た け			kg		
		竹 材			束		
		わ さ び			kg		
	そ の 他						
	小 計				千円		
	木 材	木 材 倉 庫			棟		
		木 材 加 工 施 設	建 物		棟		
			機 械		点		
		貯 木 場			坪		
		綱 場					
		流 送 路			km		
	集 運 材 施 設						
	木 炭	木 炭 倉 庫			棟		
		炭 窯			基		
		木 炭 加 工 施 設	建 物		棟		
			炭 窯		基		
	簡 易 搬 送 施 設						
	特 殊 林 產 物	特 殊 林 產 倉 庫			棟		
		わ さ び 育 成 施 設			坪		
		し い た け 育 成 施 設			坪		
		し い た け ほ だ 木			本		
		特 殊 林 產 物 加 工 施 設	建 物		棟		
			機 械		点		
	小 計				千円		
	計				千円		
被 害 金 額 合 計					千円		

注：1 苗木及び苗畑施設のうち（ ）内には、30%以上の被害を（ ）内書すること。

2 非共同利用施設については、（ ）外書とすること。

様式第7号（土木関係被害）

(表7の1)

災 害 総 括 表

飯山市 (単位：千円)

区分	前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
	自月日 至月日	異常気象名										
									箇所数	金額	箇所数	金額
工事区分	河川											
	道路											
	橋梁											
	計											

(表7の2)

被 告額調(飯山市工事)

(金額単位:千円)

工事名	今回の報告書(/ ~ /)								報告累計							
	河川		道路		橋梁		計		河川		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計																

(表7の3)

雪崩災害報告						
(飯山市)			第 報 (月 日 時現在)			
ふりがな 場所			ふりがな 区名			
発生日時	月 日 時		雪崩危険箇所点検番号			
気象状況	雪崩発生時の天候	晴・曇・雨・雪・みぞれ				
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差	
	雪崩発生時の気温	℃				
	雪崩発生時の降雪深	cm				
保全対象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設	斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西			
斜面の高さ			概況平面図		縦断図	
植生の状況						
雪崩の状況	拡大等の見込み					
	雪崩の種別	表層・全層				
	高さ					
	幅					
	雪崩雪量					
	発生区の傾斜度					
	走路の長さ					
被害の状況	見通し勾配					
	死者・負傷者等	有・無	死者名	行方不明者名	負傷者名	
	住宅被害	有・無	全壊戸	半壊戸	一部破損戸	
	公共的建物被害	有・無				
	その他の建物被害	有・無				
	その他の概況					
	応急対策及び警戒避難状況					
応急対策						
避難状況						
地域防災計画記載						
適用法令等の施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無		
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号			
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域			
	地すべり防止区域(農・林・農)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域			
	保安林		宅地基準条例の適用区域			
	災害対策基本法防災計画区域		その他			
備考						
受信者		送信者氏名		受信者氏名		

様式第8号（都市施設被害）

飯山市

都 市 施 設 被 害 状 況 報 告〔中間 確定〕									
災害の名称			災害発生日時	月 日 時					
災害発生場所									
報告の时限	日 時現在		発受信时刻	日 時 分					
発 信 者	()		受 信 者	()					
種別	区 分	か所数	被害面積又は延長等	被害金額 (千円)	復旧金額 (千円)	摘要			
都 市 施 設 災 害	街 路								
	都 市 公 園								
	都 市 排 水 路								
	公 下 水 共 道	排 水 施 設							
		ポンプ場施設							
		処理施設							
	区 整 画 備	街 路							
		公 園 緑 地							
		水 路							
		防空壕・その他の							
	堆 積 土 砂								
	合 計								
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘要		
	全 壊				市街地被害面積				
	半 壊				その他被害面積				
	流 失				計				
	床 上 浸 水				全市街地面積				
	床 下 浸 水								
状況	発 火	月 日 時 分		鎮 火	月 日 時 分		被災か所		
	風 向			風 速	最 大	m/sec	平 均	m/sec	湿 度
建 焼 物 災 害 失 面 及 び 積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘要		
	全 壊				全市街地				
	半 壊				被災面積				
	計								
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要が（ある・ない・不明） 2 都市計画との関連（）								

様式第9号（水道施設被害）

飯山市

水道施設被害状況報告〔中間確定〕			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の时限	月 日 時 現在	発受信时刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	(戸 人)
被害給水区域及び被害給水人口	(戸 人)		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			
給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援
緊急応援の要否	給水車 両／日 m ³ 分	乾式注入能力 g／h 機	
	ろ水器 両／日 m ³ 分	湿式 g／h 機	
	自衛隊給水班要請／日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g／h 機	
	水道から応急給水／日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本	
	日間	高度さらし粉 普通 500 g 本	
	必要なし	必要なし	

様式第10号（廃棄物処理施設被害）

飯山市

廃棄物処理施設〔ごみ・し尿・下水道終末処理〕被害状況報告〔中間 確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の时限	月 日 時現在	発受信时刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()
被 害 施 設 名			
被害の区域および処理人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
その他必要な事項			

様式第11号（感染症関係）

飯山市

感 染 症 関 係 報 告 〔中間 確定〕						
災 害 の 名 称			災 害 発 生 日 時	年 月 日 時		
災 害 発 生 場 所						
報 告 の 時 限	月 日 時 現 在	発 受 信 時 刻	日 時 分			
発 信 者	()		受 信 者	()		
感 染 症	項目 病名	発 生 患 者 等 数				備 考
		患 者	疑 似	無症状 病原体 保有者	計	
備 考						

様式第12号（医療施設被害）

飯山市

医療施設被害状況報告 〔中間確定〕										
災害の名称				災害発生日時		年月日時				
報告の时限	月 日 時現在			発受信时刻		日 時 分				
発信者	()			受信者		()				
区分	施設名	経営主体	所在地	被 告 の 程 度					被 告 額	復旧に要する経費
				全 壊 焼 全	流 出	半 壊 焼 半	浸 水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

注：1 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。

2 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

飯山市

商工関係被害状況報告〔中間確定〕						
災害の名称		災害発生日時	年月日時			
災害発生場所						
報告の时限	月日時現在	発受信时刻	日时分			
発信者	()	受信者	()			
組合、団体以外の事業所	建物の被害(ア)	全壊	棟数(棟)			
			損害額(千円)			
		半壊	棟数(棟)			
			損害額(千円)			
		その他の被害	棟数(棟)			
			損害額(千円)			
土地の被害(イ)		損害額(千円)				
(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)				
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)				
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数(件)				
		損害額(千円)				
商工会議所・商工会の被害		件数(件)				
		損害額(千円)				
小計		損害額(千円)				
除雪、排水等の灾害対策に要した経費(千円)						
その他災害の発生により生じた損害額(千円)						
損害額総計(千円)						
被害件数(事業(務)所数)						

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かつて外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

飯山市

観光施設被害状況報告（中間確定）									
災害の名称			災害発生日時	年月日時					
災害発生場所									
報告の时限	月 日 時現在		発受信时刻	日 時 分					
発信者	()		受信者	()					
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）									
区分	県工事		市工事		その他の		計		
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	
道路		千円		千円		千円		千円	
橋梁									
計									
2 一般観光地建物等									
区分	県有施設		市施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数
建物その他	全壊	千円		千円		千円		千円	千円
	半壊								
	その他								
	計								

飯山市

様式第15号（教育関係施設被害）

1338

教育関係施設被害状況報告〔中間確定〕						報告者					
災害の名称		災害発生年月日	年月日		災害発生場所						
施設の種別		報告の期限	年月日時現在		発信者		受信者				
発受信日時	災害発生日時	施設の名称	建物				工作物 被害金額	土地 被害金額	設備 被害金額	被害額合計	被害状況
			要新築		要補修	計					
全壊	半壊	大破以下金額 被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
面積	金額									面積	金額
日 :	日 :		m ²	千円	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	

注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用すること。

- 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
- 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
- 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

〔飯山防〕

1338

様式第17号（市有財産被害）

飯山市

市有財産被害状況報告（中間確定）								
災害の名称				災害発生日時	年月日時			
報告の时限	月 日 時現在			発受信时刻	日 時 分			
発信者	()			受信者	()			

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数 (計)	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備 考
			(流失)						
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公共 (市単災のみ) 土木施設被害	種別	発生数	被 害 状 況					被害額	備 考
	河川	か所						千円	
	道路								
	橋梁								
	小計								
その他	種別	発生数	被 害 状 況					被害額	備 考
		か所						千円	
	計	一	—						

注：本表は、市から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用い
る。

様式第19号

第1号様式（火災）

第一報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用 途			事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所			出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理由		
焼損程度	焼 損 棟 数	全 半 部 分 ぼ や 焼 焼 焼 ぼ や 棟 棟 棟 棟	棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他の 人				
救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式第19号の2

第2号様式（特定の事故）

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区 域内の事故	第 報	
	2 危険物等に係る事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	3 原子力災害	都 道 府 縿	
	4 その他特定の事故	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名		

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特 別 防 灾 区 域	レイアウト第一種、第 一種、第二種、その他		
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		氣 象 状 況			
施 設 の 区 分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名			
施 設 の 区 分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
出 火 箇 所		出 火 原 因			
施 設 の 概 要		危険物施設の区分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重 症 中等症 輕 症	人 (人) 人 (人) 人 (人) 人 (人)		
消 防 防 灾 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自 衛 防 灾 組 织	人	
			共 同 防 灾 組 织	人	
			そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台	
			消 防 団	台	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他の参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式第21号（被害状況総合）

飯山市

被害状況総括（中間確定）			月 日 時現在)	
災害の名称：		災害対策本部の設置状況		
発生日時：		災害救助法の適用		
発生地域：		自衛隊の出動状況		
被 告 総 括				
人的被害	死 者 、行方不明 、計=	人		
	重傷者 、軽傷者 、計=	人		
被害額	うち国直轄・公共機関分 千円 () 千円 () (10億) (百万) (※印の計)			
被 告 者 の 別		発生数	被害額(千円)	
住家等の被 告	棟	計 (棟)		
		全 壊 (棟)		
		半 壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世 带	計 世 帯		
		人		
		全 壊 世 带		
人				
お よ び 人 員	半 壊 世 帯			
	人			
	一部破損 世 帯			
	人			
農業関係被 告	床上浸水 世 帯			
	人			
	床下浸水 世 帯			
	人			
林業関係被 告	計 (カ所)			
	農作物	水陸畠 (ha) (ha)		
	施 設 (件) ▽			
	畜 產 物 等 ()			
	農 地 (ha)			
	農 業 用 施 設 (カ所)			
公共土木施設関係被 告	計 (カ所)			
	治 山 (カ所)			
	林 道 (カ所)			
	そ の 他			
	※国直轄分 (治・林・他) ※			
	河 川 (カ所)			
その他の被 告	砂 防 (カ所)			
	道 路 (カ所)			
	橋 り よ う (カ所)			
	※国直轄分 (河・道・橋) ※			
	右 櫛 の 計 (千円)			
うち建物 (▽印の計)				
被 告 者 の 別 発生数 被害額(千円)				
都市施設被 告	計 (カ所)			
水道施設被 告	計 (施設) 被害給水人口 (人)			
廃棄物処理施設被 告	計 (施設)			
医療施設被 告	計 (施設) うち建物被害 (棟) ▽			
商工関係被 告	計 (件) うち建物被害 (棟) ▽ 商業 (棟) ▽ その他 (棟) ▽			
	うち製品・原材料等			
	うち間接被害			
	うち建物被害 (カ所) ▽			
観光施設被 告	計 (カ所) うち建物被害 (カ所) ▽			
教育関係被 告	計 () うち建物被害 (棟) ▽			
県有財産被 告	計 () うち建物被害 (棟) ▽			
市有財産被 告	計 () うち建物被害 (棟) ▽ うち土木小灾害 (カ所)			
	うち建物被害 (棟) ▽			
	うち建物被害 (カ所) ▽			
社会福祉施設被 告	計 (施設) うち建物被害 (棟) ▽			
国保診療施設被 告	計 (施設) うち建物被害 (棟) ▽			
公益事業関係被 告	計 ※			
	鉄 道	不 通 か 所 被 害 件 数		
	通 信	不 通 回 線		
	電 力	被 害 か 所 (停電地区)		
	ガ ス	被 害 か 所		
	その他の			

資料6 救助・救急・医療関係**6-1 岳北消防本部主要資機材一覧**

(令和6年4月1日現在)

区分	品名	数量	内訳			備考
			飯山消防署	野沢分署	栄分署	
警防資機(器)材	空気呼吸器	38	25	6	7	
	空気ポンベ	75	53	11	11	
	小型動力ポンプ	2	1	1		
	発電機	17	10	4	3	
	簡易水槽	4	2	1	1	
	特殊ノズル	17	10	6	1	
	泡消火ノズル	7	6	1		
	山林火災背負い式消火器具	15	8	4	3	
	山林火災消火用具(ドラゴン)	3	1	1	1	
	消防用ホース(50mm)	154	69	47	38	
	〃(65mm)	124	78	25	21	10mホース含
	〃(40mm)	15	10	3	2	
	耐熱服	3	3			
	ホース洗浄機	3	1	1	1	
	三連梯子	9	7	1	1	
	エンジンカッター	5	2	1	2	
	チェーンソー	6	2	2	2	
	エアーテント	2	2			
	移動式高圧コンプレッサー	1	1			
救助資機(器)材	携帯警報器	20	12	4	4	
	送排風機	1	1			
	バルーン型投光器	2	2			
	無人航空機一式	1	1			
	酸素呼吸器	2	2			
	救助艇	3	3			
	船外機	4	4			

区分	品名	数量	内訳			備考
			飯山 消防署	野沢 分署	栄 分署	
救助資機(器材)	発電機	2	2			
	バスケット担架	2	1		1	
	タイタンTI(分離型)	1	1			
	パーティカルストレッチャー	2	1	1		
	キャリングラック	2	1		1	
	スケッドストレッチャー	1	1			
	スノーボート	3	1	1	1	
	マット型空気ジャッキ	2	2			
	空気式救助マット	2	1	1		
	送排風機	1	1			
	陽圧式送風機	1	1			
	可搬ワインチ	3	3			
	エンジンカッター	2	2			
	カッターエッジチェーンソー	1	1			
	チェーンソー	2	2			
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	1			
	車両移動器具	2	2			
	車両固定器具(R-42)	1	1			
	車両重量物固定器具	2	2			
	簡易型救助用ジャッキ	2	2			
	酸素溶断器	1	1			
	救命索発射銃	1	1			
	救命索発射装置	1	1			
	大型油圧切断機	3	2		1	
	大型油圧スプレッダー	2	2			
	ラムシリンダー	2	2			
	ペダルカッター	1	1			
	コンビツール	1			1	
	マンホール救助器具	1	1			
	削岩機	2	2			
	ハンマドリル	1	1			
	携帯用コンクリート破壊器具	2	2			
	簡易画像探索器	2	2			
	ガス検知器	4	2	1	1	
	携帯型G P S	4	2	1	1	
	陽圧式化学防護服	5	5			

区分	品名	数量	内訳			備考
			飯山消防署	野沢分署	栄分署	
救急資機(器材)	化学防護服(陽圧式化学防護服除く)	8	8			
	除染シャワー	1	1			
	ビーコン	14	9	3	2	
救急資機(器材)	[観察及び処置用資器材]					
	傷病者監視装置	5	3	1	1	
	除細動器(AEDを含む)	8	4	2	2	
	自動心臓マッサージ器	5	3	1	1	
	人工呼吸器	5	3	1	1	
	携帯型吸引器	9	4	3	2	
	[衛生管理用資器材]					
	オゾン水生成器	3	1	1	1	
	オゾンガス発生装置	3	1	1	1	
	[訓練用資器材]					
	高度救命処置シミュレーター	4	2	1	1	
	心肺蘇生訓練用人形(成人)	28	21	3	4	各種団体からの貸与品含む
	" (小児)	13	13			"
	" (乳児)	7	7			"
気象観測装置	喉頭展開人形(成人)	2	2			
	解剖生理学用精密模型	1	1			
	AEDトレーナー	21	14	4	3	各種団体からの貸与品含む
	総合気象観測装置	1	1			
	自動温湿度記録計	1		1		
	自動風向風速計	1		1		
	温湿度計	1		1		
	最高最低温度計	1		1		
	雨量計	1		1		
通信指令装置	百葉箱	1		1		
	積雪降雪計	3	1	1	1	
	気圧計	1		1		
	消防通信指令台	2	2			
	署所端末装置	3	1	1	1	
	緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)	2	2			

区分	品名	数量	内訳			備考
			飯山 消防署	野沢 分署	栄 分署	
通信指令装置	防災同報設備遠隔制御卓	2	2			
	可搬型衛星電話	2	2			
	特定小電力トランシーバー	32	20	7	5	
	I P 無線機	10	6	2	2	
	アナログ無線設備 移動局（携帯）	2	2			
	〃 移動局（可搬型）	1	1			
	デジタル無線設備 固定局	1	1			このほか、新野沢・ 貝立山中継基地局内 に各1台ずつ設置
	〃 基地局	1	1			
	〃 移動局（車載）	21	13	4	4	
	〃 移動局（携帯）	22	14	4	4	
	〃 移動局（可搬型）	1	1			
	〃 移動局（半固定）	2		1	1	
予防資機(器材)	鉄筋用非破壊探査機	1	1			
	消火器使用法訓練装置	1	1			
	スマーカー	4	2	1	1	
	煙体験ハウス	2	2			
	拡声機	1	1			
	子供用防火衣	15	15			

6-2 医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226-1	62-4195	288床(※)
飯水医師会	飯山市大字南町16-16	62-2012	
飯水歯科医師会	飯山市大字飯山2265-1	62-2222	栗山歯科医院診療所
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間1340-1	62-3105	
北信総合病院	中野市西1丁目5-63	0269-22-2151	419床(※)
服部医院	飯山市大字飯山1223	62-2816	
小田切医院	飯山市大字飯山2940	62-2039	
清水内科小児科医院	飯山市大字飯山2344	62-2351	
片塩医院	飯山市南町22-10	62-2136	
畠山医院	飯山市大字飯山949	67-2888	
戸狩診療所	飯山市大字常郷117-5	65-3995	
北信州診療所	飯山市大字常郷12-5	65-1200	
鳥羽整形外科医院	飯山市大字野坂田449-1	81-3800	
いいやま診療所	飯山市南町13-13	67-0100	
こだま眼科クリニック	飯山市大字飯山263-14	67-0200	
みゆき会クリニック	飯山市大字下木島9	62-0100	
いいやまファミリークリニック	飯山市大字静間2091-2	62-7080	
木島平村診療所	木島平村大字上木島1947-1	0269-82-2143	
木島平クリニック	木島平村大字穂高3104-1	0269-82-1616	

(※) R6.4.1現在

6-3 災害医薬品調達先

名 称	所 在 地	電話番号
足立薬局	飯山市大字常郷1-1	65-2030
アメリカンドラッグ飯山静間店	飯山市大字静間1481-2	81-1372
アメリカンドラッグ飯山駅前店	飯山市南町13-3	62-1214
岡田薬局	飯山市大字飯山1210	62-3019
滝澤薬店	飯山市大字常盤5455-1	63-2664
たなかや薬局	飯山市大字野坂田419-1	81-4193
アイン薬局飯山田町店	飯山市大字飯山2938-4	81-1338
飯山新町モリキ薬局	飯山市大字飯山220-5	81-2262

木島モリキ薬局	飯山市大字木島659-2	81-3830
カワチ薬品飯山店	飯山市大字静間2158	63-3010
飯山薬局	飯山市大字飯山240-1	81-2252
ベイシア（株）飯山店	飯山市大字静間1967	67-2111
アメリカンドラッグ飯山本町店	飯山市大字飯山1180-1	81-3062
アメリカンドラッグ飯山常盤店	飯山市大字常盤7476-5	67-0888
AIN薬局飯山店	飯山市大字飯山186-1	81-2810
AIN薬局静間店	飯山市大字静間2091-3	67-0702
ドラッグトップス飯山店	飯山市大字静間2067	67-0222

— 資料7 消防・水防関係 —

7-1 消防組織及び機械力整備状況

1 飯山市消防団分団別団員数及び消防ポンプ配置台数

(令和6年4月1日現在)

	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団	合計
消防団員											
団長	1										1
副団長	2										2
救助隊長	1										1
ラッパ長	1										1
救護長	1										1
分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
副分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
部長	1	5	5	5	4	4	4	6	4	4	42
班長	8	17	15	23	25	14	11	25	20	22	180
団員	5	47	33	51	46	51	31	69	50	26	409
計	20	71	55	81	77	71	48	102	76	54	655
消防機械力											
自動車ポンプ	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
軽積載車		5	4	4	5	4	3	5	6	6	42
小型動力ポンプ	1	6	4	4	6	6	5	7	6	7	52
救助資機材搭載型車両	1										1
指令車	1										1

2 岳北消防本部署員数及び機械力

(令和6年4月1日現在)

消防力 区分	人 員							機 械 力			
	司 令 長	司 令 令	司 令 補	士 令 長	副 士 長	消 防 士	計	ポンプ車	化 学 車	救 急 車	救助工作車
現有	1	11	25	16	10	6	69	4	1	4	1

3 消防水利の現状

(令和6年4月1日現在)

区分	消火栓	防 火 水 槽				自 然 水 利			
		100m ³ 以上	40m ³ 以上	20~40m ³ 未満	計	河川	プール	その他	計
数量	1,129	4	17	88	109	16	10	8	34

7-2 飯山消防署火災出場計画

(令和6年4月1日現在)

出 場 区 域		出 場 車 両					
		飯山消防署		野沢分署		栄分署	
地区名	区域名	第1次 出場車両	第2次 出場車両	第1次 出場車両	第2次 出場車両	第1次 出場車両	第2次 出場車両
飯 山	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
秋 津	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
木 島	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
瑞 穂	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
柳 原	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
外 様	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
常 盤	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
富 倉	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
太 田	全 地 区	化・2	1	ポンプ車	積載車		ポンプ車
岡 山	全 地 区	化	1又は2	ポンプ車	積載車	ポンプ車	

※「化」・・・化学車 「1」・・・ポンプ1号車 「2」・・・ポンプ2号車

【備考】

- この計画のうち、飯山消防署の第1次出場車両が1台出場の場合は、5人乗車とする。
- この計画に基づく出場は、あくまで基本的な考え方であり、これらの出場区域内外であっても、覚知又は出場指令時にその現場の状況が明確に把握できる場合は、有効な車両を出場させるものとする。
- 飯山消防署管内における車両火災は、化学車及びポンプ1号車を出場させるものとする。
- 中野市牧ノ入地区は、ポンプ1号車1隊の出場とする（岳南広域消防本部との申し合わせによる。）。

7-3 飯山市消防団災害（火災）出動計画

(令和6年1月10日現在)

発災地区	第一次出動	第二次出動
飯 山 (分道・堂平 斑尾除く)	1分団（5部除く） 2分団自動車部、3分団自動車部 5分団自動車部、7分団自動車部	4分団自動車部、6分団自動車部 9分団自動車部 1分団5部、2分団3部・4部 3分団2部・3部、5分団2部 7分団1部・4部・5部
分道・堂平 斑尾	1分団 5分団自動車部・3部	2分団自動車部、6分団自動車部 3分団自動車部、5分団1部・2部
秋 津	2分団 1分団自動車部、3分団自動車部	1分団1部・2部 3分団2部
木 島	3分団 1分団自動車部、2分団自動車部	4分団自動車部、5分団自動車部 7分団自動車部 1分団2部・3部、4分団1部
瑞 穂	4分団 7分団自動車部 北瑞、中央の場合 9分団自動車部 南瑞の場合 3分団自動車部	3分団自動車部、9分団自動車部 3分団4部 7分団2部・3部 9分団3部
柳 原	5分団 1分団自動車部、6分団自動車部	3分団自動車部 1分団3部、6分団2部
富 倉	5分団 6分団自動車部	1分団自動車部・3部 6分団2部
外 様	6分団 5分団自動車部、7分団自動車部 9分団自動車部	5分団1部 7分団2部 9分団1部
常 盤	7分団 1分団自動車部、4分団自動車部 6分団自動車部、9分団自動車部	3分団自動車部 1分団3部、4分団2部 6分団1部
太 田	9分団 4分団自動車部、6分団自動車部 7分団自動車部 三郷の場合 10分団1部	10分団自動車部 4分団3部 6分団3部 7分団2部（三郷除く）
岡 山	10分団 9分団自動車部 温井、羽広山の場合 9分団2部	4分団自動車部、7分団自動車部 温井、羽広山の場合 9分団3部
長峰運動 公園周辺	5分団自動車部、6分団自動車部 7分団自動車部、1分団3部 5分団1部、6分団1部、7分団1部	

※ 分団長申し合わせによる出動範囲

- ・第1分団 … 第1部は南方面清川、第3部は北方面旧雪害試験場まで出動
- ・第2分団 … 第4部は北方面25m防災道路まで出動
- ・第7分団 … 第1・5部は南方面有尾トンネル交差点、第2部は大深区まで出動
- ・第9分団 … 第3部は戸狩区まで出動

7-4 水防倉庫資機材一覧

管轄・倉庫名 資機材名(規格)	国 土 交 通 省				飯 山 市				
	蓮	飯山	木島	小計	上町	野坂田	小沼	戸狩	小計
万年土囊 (袋)		2,770	6,250	9,020	6,000	8,000	5,500	3,500	23,000
1t土囊 (枚)	435	50	50	535	50				50
0.5t土囊 (枚)			65	65					
麻袋 (枚)		1,150	1,470	2,620					
越水止水土囊 (個)									
蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)		35	35	70				30	30
提灯蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)		12	12	24					
提灯蛇籠 (15cm*45cm*5m) (本)									
むしろ (0.9m*1.8m) (枚)		100	100	200					
ビニールむしろ (0.9m*1.8m) (枚)		1	1	2	190	70	30		290
ビニールむしろ (1.8m*3.6m) (枚)									
二子繩 (玉)		12	39	51	5			30	35
鉄線 (#8) (kg)		1,075		1,075					
鉄線 (#10) (kg)			20	20					
ビニールシート (2.7m*5.4m) (枚)		4	13	17	50	90	50		190
ビニールシート (3.6m*5.4m) (枚)	80		15	95	50	30		10	90
ビニールシート (5.4m*5.4m) (枚)			12	12					
ビニールシート (7.2m*5.4m) (枚)		20		20					
トラロープ (12m/m) (巻)					3	3	3		9
ビニールロープ (12m/m200m巻) (巻)		4	2	6					
鋼杭 (径16*1.2m) (本)		43	130	173	250	250	100	50	650
鋼杭頭の丸いもの (径16*1.2m) (本)		47	2	49					
単管 (径48.6m/m*4m) (本)			2	2					
単管 (径48.6m/m*3m) (本)		6	22	28	190	120		50	360
ビニールパイプ (径15cm*4m) (本)		1	5	6		1			1
ビニールパイプ (径15cm*5m) (本)									
木杭 (末口9cm*2.0m) (本)		8		8					
木杭 (末口6cm*1.8m) (本)			24	24					
木杭 (末口10cm*1.5m) (本)			13	13	100	60	40		200
木杭 (末口9cm*1.2m) (本)		8	19	27					
ツルハシ (丁)		2	2	4				14	14
ハンマー (8ポンド) (丁)		7	8	15	14	6			20
ハンマー (1kg) (丁)									
掛矢 (丁)		5	7	12	4	4		20	28
スコップ (剣スコ) (丁)		16	31	47	45	33	10	42	130
一輪車 (台)		12	11	23	6	1		2	9

鋸 (片刃0.4)	(丁)		1	1	2					
手斧	(丁)		2	4	6		2			2
ペンチ	(丁)		5	1	6	13	4			17
シノ	(丁)		9	5	14	5				5
鉄線カッター	(丁)		5	4	9					
鉄線カッター (小型)	(丁)		1		1					
鎌 (芝刈用)	(丁)		1	3	4					
鎌 (稻刈用 : ギザギザ刃)	(丁)		13	26	39	6	5	1		12
ナタ	(丁)		1	1	2	3				3
カナヅチ	(丁)		2	7	9					
釘袋	(丁)									
熊手	(丁)		5		5					
T型マット	(枚)		1	1	2					
バール	(本)									
ゴーグル	(個)			1	1					
懐中電灯	(個)		2	2	4					
油吸着マット (1枚もの)	(箱)		2		2					
油吸着マット (ロール)	(箱)									
油吸着マット (フラッグ状もの)	(箱)		4	2	6					
オイルフェンス (L=20m)	(袋)		3		3					
中和剤	(袋)									
パックテスト	(セット)									
赤白旗 (縦40cm横50cm紐付き)	(枚)									
赤白ポール (2m木製)	(本)									
消火剤 (MA-10型PR 3kg)	(本)									
消火マット (1m*1m)	(枚)									
ビニール袋 (100ℓくらい)	(枚)		1		1					
柄杓 (長柄)	(ヶ)									
バケツ (20ℓくらい)	(個)		4		4					
荷造り紐 (ビニール紐 (補強用))	(巻)		2	3	5					
カッターナイフ (大型のもの)	(個)		5	10	15					
トラロープ (12m/m (20m))	(巻)									

7-5 市内に設置されている雨量観測所

所 属	観 測 所 名	位 置	備 考
国 土 交 通 省 千曲川河川事務所	戸狩	飯山市大字常郷433-1 (太田地区活性化センタ ー)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	飯山建設	飯山市大字静間1340-1	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	斑尾	飯山市大字飯山11492-70	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	温井	飯山市大字一山533	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	黒岩山	飯山市寿2117-2 (県道飯山新井線第4中 間より上)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	桑名川	飯山市照岡388 (新屋改善センター)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
県	富倉	飯山市大字富倉1769 (旧富倉小校庭)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	岡山	飯山市大字一山1263-2 (旧羽広山分校校庭)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	飯山	飯山市大字飯山2721-1 (飯山小学校校庭)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	富倉	飯山市大字富倉1771-2 (富倉地区活性化センタ ー)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	瑞穂	飯山市大字瑞穂6385-1 (旧瑞穂保育園)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	太田	飯山市大字常郷430-1 (太田地区活性化センタ ー)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
飯 山 市	斑尾	飯山市大字飯山11492-70 (斑尾高原 山の家)	自動計測(伝送収録シ ステム付)
岳北消防本部	飯山消防署	飯山市大字飯山3690番地 1	自動計測
長野地方気象台	飯山地域気象観測所	飯山市大字飯山4713	自動計測(伝送収録シ ステム付)

7-6 洪水警戒水位と伝播時間

水系	管理者	観測所名	水防団 待機水位 [指定水位]	はん濫 注意水位 [警戒水位]	避難判断 水位	はん濫 危険水位 [危険水位]	計画 高水位	伝播 時間
千曲川	県	下越	2.0m	2.5m	2.7m	3.1m	—	基点
	県	塩名田	2.2m	3.0m	3.3m	3.9m	7.03m	1:00
	国土交通省	生田	0.8m	1.9m	3.1m	4.0m	5.75m	—
	国土交通省	杭瀬下	0.7m	1.6m	4.0m	5.0m	5.42m	5:00
	—	村山橋	—	—	—	—	—	8:00
	国土交通省	立ヶ花	3.0m	5.0m	7.5m	9.2m	10.75m	9:30
	飯山市	飯山	—	—	—	—	—	12:00
	国土交通省	大倉崎	—	—	—	—	—	13:00
	国土交通省	柏尾橋	—	—	—	—	—	—
	県	市川橋	12.0m	14.5m	15.4m	16.4m	—	—
犀川	国土交通省	梓橋下	—	—	—	—	—	基点
	国土交通省	新橋	—	—	—	—	—	—
	国土交通省	稻核ダム	流量 220m ³ /s	流量 300m ³ /s	流量 690m ³ /s	流量 780m ³ /s	流量 1800m ³ /s	—
	国土交通省	熊倉	3.5m	4.0m	5.8m	6.0m	7.15m	—
	国土交通省	陸郷	2.5m	3.3m	4.5m	4.8m	7.47m	—
	国土交通省	小市	-0.5m	0.0m	1.5m	1.8m	5.03m	7:10

7-7 避難すべき区域及び避難情報における判断基準

1 洪水等

(1) 避難すべき区域

【千曲川破堤・越水氾濫】

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm程度以上	◇飯山地区：県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、本町、奈良沢、 上倉、肴町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、 有尾、南新町、市ノ口 ◇秋津地区：上組、中山根、伍位野、北畑、大久保、中町北部 ◇木島地区：全城 ◇瑞穂地区：戸那子、中組、関沢、柏尾、富田、北原 ◇常盤地区：全城 ◇外様地区：尾崎、顔戸 ◇太田地区：大深、今井（川面）、小境 ◇岡山地区：上境、下境、桑名川、藤沢、西大滝	床上浸水

※想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることに留意する

【内水氾濫】

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm程度以上	飯山地区、秋津地区、木島地区、瑞穂地区、常盤地区、太田地区、 岡山地区の樋門・樋管管理区域	床上浸水

※想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることに留意する

(2) 判断基準

【千曲川越水氾濫】

避難情報等	判断基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市内及び近隣市町村において、破堤、越水等により災害が発生している、又は発生しているおそれのある場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・立ヶ花水位観測所の水位が9.2m（氾濫危険水位）に達した場合（水位予測によりまもなく達することが見込まれる場合を含む）であって、かつ、上流の水位観測所の状況から更に水位上昇が予想される場合（飯山水位観測所の水位情報を参考とする） (市川橋水位観測所の水位情報を参考とする) ・河川周辺に異常を確認した場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・立ヶ花水位観測所の水位が7.5m（避難判断水位）に達し、更に上流の水位観測所の状況から水位上昇が予想される場合、又は一定時間後に立ヶ花観測所の水位が氾濫危険水位に達する見込みの場合（飯山水位観測所の水位情報を参考とする） (市川橋水位観測所の水位情報を参考とする)

避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する
---------	---

※発令にあたっては、今後の降雨量の広域的な予想等を考慮し、総合的に判断する

【内水氾濫】

避難情報等	判断基準	対象地区
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・すでに災害が発生している、又はおそれのある状況で、直ちに身の安全を確保するよう促す場合	飯山地区 秋津地区 木島地区
【警戒レベル4】 避難指示	・安全のため早めの避難を促す場合	瑞穂地区 常盤地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合	太田地区 岡山地区

※発令にあたっては、今後の降雨量の広域的な予想等を考慮し、総合的に判断する

2 土砂災害

(1) 判断基準の考え方

避難情報等	<p>判断基準（次のいずれか1つに該当する場合に発令）</p> <p>※避難指示等の発令に際しては、下記を基準とするが、過去の災害発生や長野県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度判定の状況及び関係機関の助言を踏まえ、総合的に判断する</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） (※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕となった場合 土砂災害の発生が確認された場合（災害発生を確認）
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合</p> <p>3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
<p>避難情報の解除</p>	<p>避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除され多段階を基本として解除するものとする。</p> <p>ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。</p>

資料8 緊急輸送関係

8-1 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧

1 災害対策用ヘリポート

所 在 地	名 称	施設管理者	施設規模			広 さ 長さ×巾 (m)
			大型	中型	小型	
飯山市大字飯山5762	飯山市営野球場	飯山市教育長	○			120× 90
飯山市大字木島425	木島河川敷グラウンド	飯山市長	○			200×106
飯山市大字飯山1127-2	飯山河川敷グラウンド (D)	飯山市長		○		100× 90
飯山市大字飯山350	旧飯山市城南中学校校庭	飯山市長		○		120× 80

2 物資輸送拠点

名 称	所 在 地	広さ(長さ×巾) m	施設管理者	備 考
飯山市屋内運動場	飯山市大字飯山1461	48×19	飯山市教育長	

8-2 市有車両の現況

(令和6年1月1日現在)

部 名	課 名	普通車		軽自動車		トラック	その他の
		7人乗り未満	7人乗り以上	乗用	貨物		
総務部	総務課	6	5	7	10	1	マイクロバス1
	活性化センター				9		
	企画財政課		1				
	事業戦略課		1				市長車
	税務課			1			
民生部	市民環境課		2		2	1	
	保健福祉課	1	2	6	2		
	企業センター		2		1		
経済部	農林課	2			3		
建設水道部	上下水道課	2		2	6		給水車2、移動脱水車1、軽ダンプ1
	まちづくり課				8		
	道路河川課	1		1	4	4	道路パト2、タイヤドーザー4、グレーダー1、除雪車28、草刈車1、排水ポンプ車1
教育部	子ども育成課		10		13		スクールバス4、給食配達車1
	スポーツ推進課		1		3		圧雪車1、スノーモービル6、雪上車3
文化振興部	市民学習支援課		1		2		移動図書館車1
議会事務局			1				議長車
合 計		12	26	17	63	6	総合計124(普通車、軽自動車、トラック)

※ 消防関係車両53台を除く

8-3 市内輸送業者一覧

運輸会社名	所在地	電話
東日本旅客鉄道(株)飯山駅	飯山市大字飯山770-3	62-2139
長電バス(株)飯山営業所	飯山市大字木島1016-2	62-4131
長電バス(株)(長電ハイヤー)	飯山市大字木島1016-2	63-3232
長野交通(株)	飯山市大字蓮213-1 (本社) 飯山市大字照里1302-1 (戸狩営業所)	62-7077
戸狩ハイヤー(有)	飯山市大字照里1348-1	65-2129
信越定期自動車(株)飯山営業所	飯山市大字野坂田3691-1	62-3175
甲信越福山通運(株)飯山営業所	飯山市大字飯山5331-1	62-3544
信州名鉄運輸(株)飯山営業所	飯山市大字木島830-1	62-3155
ヤマト運輸(株)飯山センター	飯山市大字木島924-4	026-296-2111

資料9 指定避難所等関係**9-1 指定避難所一覧**

(令和6年4月1日現在)

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難 所(注1)	指定緊急 避難場所と 指定避 難所を兼 ねる	所在地	収容可 能人数
	地震・土砂災害等	洪 水					屋内
飯山地区	栄町・奈良沢・上倉・西山・鉄砲町		飯山市公民館		○	飯山 1436-1	540
	本町・肴町・福寿町		飯山市立飯山小学校		○	飯山 2400	420
	松倉・金山・南新町・新町・上町		文化交流館なちゅら			飯山 1370-1	700
	田町		飯山市武道館		○	飯山 2742-1	360
	愛宕町・神明町・有尾・北町		長野県飯山高等学校		○	飯山 2610	1,600
	市ノ口・曙町		須多峰介護センター		○	飯山 7355-4	662
	分道・斑尾		まだらお高原山の家		○	飯山 11492-70	383
	県町・(中町・中町北部・北畠・大久保)	県町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・上倉・肴町・福寿町・南新町・(野坂田)	飯山市立城南中学校		○	静間 1088	940 ※
秋津地区	田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾・(大池・上水沢・下水沢・戸隠・小沼)		飯山市民体育館		○	旭 4722	570 ※
	上組・中山根		秋津地区活性化センター		○	静間 2598-1	200
	伍位野・荒船・秋津中央・飯駒・茂右工門新田・深沢	上組・中山根・伍位野・大久保・中町北部・北畠・(安田・上新田)	飯山市立秋津小学校		○	静間 2608	450 ※
	中町・中町北部・北畠・大久保・(県町)	(県町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・上倉・肴町・福寿町・南新町・野坂田)	飯山市立城南中学校		○	静間 1088	940 ※

第7編 資料9 指定避難所等関係

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難所 (※1)	指定緊急 避難場所と 指定避 難所を兼 ねる	所在地	収容可 能人数
	地震・土砂災害等	洪 水					屋内
木島地区	(県町・中町・中町北部・北畑・大久保)	野坂田・(県町・新町・上町・栄町・鉄砲町・本町・奈良沢・上倉・肴町・福寿町・南新町)	飯山市立城南中学校		○	静間 1088	940 ※
	野坂田・坂井		飯山市立木島小学校		○	野坂田 484-3	290
	上新田		飯山市勤労者体育館		○	野坂田 781-4	220
	下木島・天神堂		飯山市立木島保育園		○	野坂田 849	380
	山岸・其綿・吉・安田		木島地区活性化センター		○	木島 1011	300
		山岸・其綿・吉・坂井・下木島・天神堂	飯山市立東小学校		○	瑞穂 413	320 ※
瑞穂地区	(伍位野・荒船・秋津中央・飯駒・茂右工門新田・深沢)	安田・上新田・(伍位野・上組・中山根・大久保・中町北部・北畑)	飯山市立秋津小学校		○	静間 2608	450 ※
	神戸・戸那子・中組・福島・富田 ※福島・富田は土砂災害時	(山岸・其綿・吉・坂井・下木島・天神堂)	飯山市立東小学校		○	瑞穂 413	320 ※
	福島・富田(地震時) ※土砂災害時は東小学校		飯山市立瑞穂保育園		○	瑞穂 1112	140
	閑沢・笛沢・針田・小菅	戸那子・中組・富田	瑞穂地区活性化センター		○	瑞穂 4174	60 ※
	柏尾		柏尾農村研修集会施設		○	瑞穂豊 693-1	130
	北原		北原コミュニティーセンター		○	瑞穂豊 2149-3	150
柳原地区	閑沢・柏尾・北原	閑沢農業生活改善センター			○	瑞穂 4400	60 ※
	南条・笛川・上新田		飯山市立泉台小学校		○	旭 5339	270
	大川・涌井・堰口・大平		大川ふれあい交流センター		○	旭 1602-2	60
	山口・四ツ屋		飯山市立いづみだい保育園		○	小佐原 6762	170
	小佐原・藤ノ木		柳原地区活性化センター		○	小佐原 6832	140

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難所 (※1)	指定緊急 避難場所と 指定避 難所を兼 ねる	所在地	収容可 能人数
	地震・土砂災害等	洪 水					屋内
富倉地区	中谷・倉本・滝ノ脇・濁池		富倉地区活性化セ ンター		○	富倉 1769	140
外様地区	中曾根・顔戸・尾崎・中条・法寺		外様地区活性化セ ンター		○	中曾根 50-1	280
	尾崎・顔戸・(大塚・小泉・戸狩・戸狩新田・上野・大倉崎・柳新田・小境・今井(川面)・大深・上境・下境)		トピアホール		○	豊田 6569	540 ※
常盤地区	大池・上水沢・下水沢・戸隠・小沼・(田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾)		飯山市民体育館		○	旭 4722	570 ※
	柳新田・上野・大倉崎・大池・小沼		飯山市立常盤小学 校		○	常盤 5228	240
	戸隠		飯山市立常盤保育園		○	常盤 5256-5	290
	上水沢・下水沢・大塚		常盤地区活性化セ ンター		○	常盤 1498	300
	戸狩・戸狩新田・小泉		飯山市立城北中学 校		○	照里 808-1	430
	(瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷)	大塚・小泉・戸狩・戸狩新田・上野・大倉崎・柳新田・(尾崎・顔戸・小境・今井(川面)・大深・上境・下境)	トピアホール		○	豊田 6569	540 ※
太田地区	五束・堀之内・大深		飯山市立戸狩小学 校		○	豊田 4975	300
	小境・柳沢		飯山市立とがり保 育園		○	豊田 4931-1	310
	瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷	小境・今井(川面)・大深・(尾崎・顔戸・上野・大倉崎・柳新田・小泉・戸狩・戸狩新田・大塚・上境・下境)	トピアホール		○	豊田 6569	540 ※

地区	地域 (災害別に避難所等が異なることに留意)		指定避難所	洪水時 2次避難所 (※1)	指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる	所在地 屋内	収容可 能人数
	地震・土砂災害等	洪 水					屋内
岡山地区	(瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷・北条・五荷)	上境・下境・(尾崎・顔戸・上野・大倉崎・柳新田・小泉・戸狩・戸狩新田・大塚・小境・今井(川面)・大深)	トピアホール		○	豊田 6569	540 ※
	藤沢		エコパーク寒川		○	照岡 2600-1	200
	西大滝		西大滝農村研修集会施設		○	照岡 3027-1	50
	温井		温井多目的交流センター		○	一山 537	50
			上境多目的集会センター			一山 1798-5	60
	上境・下境		いいやま湯滝温泉		○	一山 1898-1	130
	桑名川(名立・馬場・和水・新屋)	桑名川・藤沢第一・藤沢第二・西大滝	岡山地区活性化センター	森の家ターミナルハウス	○	照岡 497-6	60 ※
	桑名川(土倉・柄山)・羽広山		森の家ターミナルハウス		○	照岡 1571-15	347

(注1) 洪水時 2次避難所： 最大規模の浸水が想定される場合は、更に安全な避難所に避難する。

(注2) 洪水時に、表中の指定避難所で受け入れが難しい場合は、木島平中学校を避難所として開設することがある。

また、木島平村民が使用しない場合に限り、木島平村体育館及び木島平村若者センターを追加で開設することがある。

(注3) 収容可能人数欄の※の避難所は、実際のレイアウトを考慮して人数を算出。その他の避難所は、床面積÷2 m²で算出。

9-2 指定緊急避難場所一覧

(令和6年4月1日現在)

NO	指定緊急避難場所 ※地震時はグラウンドや広場などの屋外	指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる	避難可能な災害			所在地	収容可能人数	
			洪水	土砂災害	地震(屋外)		屋内	屋外
1	旧市民会館前広場	—		○	○	飯山 2749		500
2	飯山市公民館	○		○	○	(駐車場)	飯山 1436-1	540 2,000
3	市立飯山図書館	—			○	(駐車場)	飯山 1421	230
4	いいやま女性センター未来	—			○	(駐車場)	飯山 1431	130
5	飯山市立飯山小学校	○		○	○	(グラウンド)	飯山 2400	420 5,000
6	鉄砲町児童公園	—			○		南町 24-3	250
7	寺町シンボル広場	—			○		飯山 1332-3	300
8	新町児童公園	—			○		飯山 280-2	800
9	上町防災公園	—			○		南町 21-2	250
10	城北グラウンド	—			○		飯山 2711-1	5,000
11	飯山市立しろやま保育園園庭	—			○		飯山 2910-1	320
12	飯山市武道館	○		○	○	(前広場)	飯山 2742-1	360
13	長野県飯山高等学校	○		○	※城北グラウンドへ		飯山 2610	1,600
14	須多峰介護センター	○		○	○	(センター前)	飯山 7355-4	662 150
15	まだらお高原山の家	○		○	○	(駐車場)	飯山 11492-70	383 900
16	飯山市立城南中学校	○	○	○	○	(グラウンド)	静間 1088	940 8,250
17	新田創造館前	—			○		蓮 4747	150
18	秋津地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	静間 2598-1	200 200
19	飯山市立秋津小学校	○	○	○	○	(グラウンド)	静間 2608	450 5,000
20	飯山市立木島小学校	○		○	○	(グラウンド)	野坂田 484-3	290 3,750
21	飯山市勤労者体育館	○		○	○	(駐車場)	野坂田 781-4	220 750
22	飯山市立木島保育園	○		○	○	(園庭)	野坂田 849	380 1,000
23	木島地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	木島 1011	300 400
24	木島平中学校	○	○				木島平村大字往郷 839	200
25	飯山市立東小学校	○	○	○	○	(グラウンド)	瑞穂 413	320 5,500
26	旧瑞穂保育園園庭	—			○		瑞穂 6385	1,500
27	飯山市立瑞穂保育園	○			○	(園庭)	瑞穂 1112	140 1,000
28	旧北瑞保育園園庭	—			○		瑞穂豊 602	750
29	瑞穂地区活性化センター	○	○	○	○	(センター前)	瑞穂 4174	60 500

第7編 資料9 指定避難所等関係

NO	指定緊急避難場所 ※地震時はグラウンドや広場などの屋外	指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる	避難可能な災害			所在地	収容可能人数	
			洪水	土砂災害	地震(屋外)		屋内	屋外
30	柏尾農村研修集会施設	○		○	○	前広場	瑞穂豊 693-1	130 90
31	北原コミュニティーセンター	○		○	○	前広場	瑞穂豊 2149-3	150
32	関沢農業生活改善センター	○	○				瑞穂 4400	60
33	飯山市立泉台小学校	○		○	○	(グラウンド)	旭 5339	270 5,000
34	大川ふれあい交流センター	○		○	○	(センター前)	旭 1602-2	60 90
35	飯山市民体育館	○	○		○	前広場	旭 4722	570 2,500
36	飯山市立いざみだい保育園	○		○	○	(園庭)	小佐原 6762	170 400
37	柳原地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	小佐原 6832	140 250
38	富倉地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	富倉 1769	140 3,500
39	外様地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	中曾根 50-1	280 3,000
40	飯山市立常盤小学校	○		○	○	(グラウンド)	常盤 5228	240 4,500
41	飯山市立常盤保育園	○		○	○	(園庭)	常盤 5256-5	290 1,000
42	常盤地区活性化センター	○		○	○	(センター前)	常盤 1498	300 350
43	飯山市立城北中学校	○		○	○	(グラウンド)	照里 808-1	430 5,000
44	勤労青少年ホーム前広場	—			○		照里 1215	1,000
45	飯山市立戸狩小学校	○		○	○	(グラウンド)	豊田 4975	300 5,000
46	飯山市立とがり保育園	○		○	○	(園庭)	豊田 4931-1	310 1,000
47	トピアホール	○	○	○	○	(駐車場)	豊田 6569	540 350
48	太田地区活性化センター前庭	—			○		常郷 405-イ	500
49	エコパーク寒川	○		○	○	前広場	照岡 2600-1	200 400
50	西大滝農村研修集会施設	○		○	○	前広場	照岡 3027-1	50 120
51	温井多目的交流センター	○		○	○	前広場	一山 537	50 750
52	旧羽広山分校校庭	—			○		一山 1263-2	500
53	いいやま湯滝温泉	○		○	○	(駐車場)	一山 1898-1	130 300
54	岡山地区活性化センター	○	○	○	○	(センター前)	照岡 497-6	60 200
55	森の家ターミナルハウス	○	○	○	○	(駐車場)	照岡 1571-15	347 1,000

9-3 指定福祉避難所一覧

(令和6年4月1日現在)

指定福祉避難所	所在地	所有者・管理者
飯山市保健センター	飯山市大字飯山1111番地1	飯山市
老人ホームてるさと	飯山市大字照里2000番地	北信広域連合
飯山市福祉センター	飯山市大字飯山1211番地1	飯山市社会福祉協議会
デイサービス瑞穂	飯山市大字瑞穂6385番地	飯山市社会福祉協議会
ショートステイ・デイサービス外様	飯山市大字緑1051番地5	飯山市社会福祉協議会
ショートステイ・デイサービスゆきつばき	飯山市大字飯山7355番地4	飯山市社会福祉協議会
老人福祉センター「湯の入荘」及び飯山市ケアセンター湯の入	飯山市大字瑞穂3951番地	飯山市社会福祉協議会 飯山市
介護老人保健施設みゆき	飯山市大字下木島9番地	医療法人みゆき会
ショートステイみゆき	飯山市大字下木島9番地	医療法人みゆき会
常岩の里ながみね	飯山市大字常盤100番地	社会福祉法人高水福祉会
地域活動支援センター雁木ぶらざ	飯山市南町19-8番地	社会福祉法人高水福祉会
ふっくら工房ふるさと	飯山市大字野坂田321-1番地	社会福祉法人高水福祉会
Mハイツ	飯山市大字飯山1638番地6	社会福祉法人高水福祉会

※受入対象者：要配慮者及びその介護等にあたる者

※福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

資料10 食料品等の備蓄・調達関係

10-1 米穀等販売店一覧

1 米穀販売店

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
山屋米穀店	飯山3087	62-2664	
(有)柏尾精米	瑞穂豊1297	65-4011	
(株)サンライフ小野沢	静間390	62-4440	
(有)小島	旭6372	62-4620	
(有)第三ユタカ(米峰)	飯山2375	62-2703	
ベイシア(株)飯山店	静間1967	67-2111	
業務スーパーユー・パレット飯山店	静間1388-2	81-2200	
デリシア飯山店	静間419-1	81-3210	
Aコープみゆき店	常盤4179	81-2222	
(株)ツルヤ飯山店	飯山772-5	67-9011	

2 パン販売店

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(有)木村屋商店	飯山2337	62-2469	
丸田製パン	常郷907	65-2033	
(有)サン・ローラン	飯山146	62-3064	
ベイシア(株)飯山店	静間1967	67-2111	
業務スーパーユー・パレット飯山店	静間1388-2	81-2200	
デリシア飯山店	静間419-1	81-3210	
Aコープみゆき店	常盤4179	81-2222	
(株)ツルヤ飯山店	飯山772-5	67-9011	

3 ミルク販売店(育児用)

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
アメリカンドラッグ飯山駅前店	南町13-3	62-0518	
アメリカンドラッグ静間店	静間1481-2	81-1372	
アメリカンドラッグ飯山本町店	飯山1180-1	81-3062	
アメリカンドラッグ飯山常盤店	常盤7476-5	67-0888	
足立薬局	常郷1-1	65-2030	
滝澤薬店	常盤5455-1	63-2664	
岡田薬局	飯山1210	62-3019	
ベイシア(株)飯山店	静間1967	67-2111	

カワチ薬品飯山店	静間2158	63-3010	
ドラッグトップス飯山店	静間2067	67-0222	

—— 資料11 廃棄物の処理関係 ——

11-1 市内清掃業者一覧

名 称	所 在 地	電話番号
岳北広域行政組合	飯山市大字飯山3690-1	62-3345
エコパーク寒川	飯山市大字照岡2600-1	69-1085
(有)飯山清掃社	飯山市大字飯山3723	62-3052
(有)北信メンテナンス	飯山市大字吉411	63-3116
(有)松原商事	飯山市大字静間2374	62-1544
(有)水野商店	飯山市大字飯山2887-5	62-2231

資料12 危険物施設関係

12-1 危険物貯蔵・取扱施設一覧

(容量20kℓ 以上)

事業所名	電話番号	貯蔵取扱場所	貯蔵	取扱	種別			
					第1石油類	第2石油類	第3石油類	その他
ながの農業協同組合 三農タンク	62-4646	常盤112-1	屋外タンク×3	一般		○	○	
大栄開発株式会社 SUN飯山SS	67-0350	静間2175		給油	○	○		○
ながの農業協同組合 柳原給油所	62-4138	旭246-8		給油	○	○		○
ながの農業協同組合 西部備蓄タンク	62-3535	中曾根110	地下タンク	一般		○		
ながの農業協同組合 太田給油所	65-3111	常郷12-3		給油	○	○		○
ながの農業協同組合 太田燃料基地	65-3111	常郷12-3	地下タンク	一般		○		
ながの農業協同組合 全農タンク	62-4646	常盤172-5	屋外タンク×2	一般		○	○	
戸狩小学校	65-2007	豊田4975	地下タンク			○		
飯山燃料組合	63-3231	木島601-1	屋外タンク×2	一般		○		
飯山赤十字病院	62-4195	飯山226-1	地下タンク				○	
島田義雄商店	62-3233	飯山274-2	地下タンク	一般		○		
畠宗商店	62-3108	南町30-1		給油	○	○		
斑尾高原ホテル	64-3311	飯山11488	地下タンク×2				○	
ホテル クラウドベイ	64-3911	飯山 11492-307	地下タンク			○		
小野澤商店	62-2716	南町18-13		給油	○	○		○
小野澤商店静間基地		静間390	地下タンク×2	一般		○		
サンライフ小野沢静間基地		静間390	地下タンク	一般			○	
杉山石油 飯山給油所	62-2345	静間395		給油	○	○		
杉山石油 本町給油所	62-3639	飯山116-3		給油	○	○		○
杉山石油 伍位野基地	62-2345	蓮175-2	屋外・地下タンク	一般		○	○	
柏尾精米	65-4755	瑞穂豊1045-1		給油	○	○		
柏尾精米	65-4755	瑞穂豊1253-2	屋外タンク	一般		○		
戸狩観光 とん平	65-2359	豊田172		自家用 給油		○		
ムーンベイ25	65-2072	豊田6724	地下タンク			○		
わらび食堂	65-2219	豊田7085-2	地下タンク			○		
高原レストラン	65-2298	豊田7510-2	地下タンク			○		

事業所名	電話番号	貯蔵取扱場所	貯蔵	取扱	種別			
					第1石油類	第2石油類	第3石油類	その他
エネオスジェイクエスト飯山店	81-3615	静間1978-1		給油	○	○		
コスモ石油セルフピュア	81-2300	蓮9		給油	○	○		
富士電機パワーセミコンダクタ株式会社 飯山工場	62-4443	野坂田965-1	地下タンク	一般			○	
J Aファームみゆき	81-1515	常盤7466	地下タンク	一般		○		
斑尾観光ホテル	64-3216	飯山11492-196	地下タンク			○		
ながの農業協同組合 あぐりタウンセルフ給油所	62-0055	常盤6218-9		給油	○	○		○
新幹線新町消雪基地		南町25-1	地下タンク	一般		○		
広井川排水機場		照里1510	地下タンク				○	
太田物産	65-2241	常郷1126		自家用 給油	○	○		
株式会社コメリH&G	81-3271	飯山4763-1	地下タンク	一般		○		
大栄開発株式会社	62-4664	飯山5164-1	移動タンク×2		○	○	○	
中京陸運(株)飯山営業所	62-6155	寿95-1		給油	○	○		
大栄開発株式会社	62-4664	蓮151		自家用 給油		○		

— 資料13 上水道施設関係 —

13-1 水道施設の現況

1 市営水道

(令和6年3月31日現在)

水道名	水源種別	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³)
飯山市上水道	湧水 地下水	18,710	21,000	10,700
斑尾高原簡易水道	湧水 地下水	196	310	3,650

2 市営以外の水道施設

(令和6年3月31日現在)

水道名	水源種別	給水人口(人)
関沢弁天飲料水供給施設	湧水	100
関沢大門飲料水供給施設	湧水	
顔戸北組飲料水供給施設	湧水	187
顔戸南組飲料水供給施設	湧水	
顔戸中組飲料水供給施設	湧水	
顔戸道下飲料水供給施設	湧水	
西山簡易給水施設	湧水	14
分道簡易給水施設	湧水	22
福島簡易給水施設	湧水	38
笹沢簡易給水施設	湧水	33

3 自家水地区

(令和6年3月31日現在)

地区名	給水人口(人)
大平	3
倉本	12
滝ノ脇	11

13-2 飯山市指定給水装置工事事業者名簿

(令和6年9月30日現在)

1 市 内

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)山根屋	飯 山	0269-62-3262
(株)宮本園	飯 山	0269-62-3186
(資)こくめや金物店	飯 山	0269-62-2241
(株)セキツネ	飯 山	0269-62-2144
(株)上村商事	飯 山	0269-62-4188
(有)サンシャイン住設	飯 山	0269-62-5936
(有)信濃住設	飯 山	0269-62-1770
城南設備	飯 山	0269-63-2728
(株)アルプス管工	秋 津	0269-62-4450
水まわり設備	秋 津	0269-62-0738
高澤建築(有)	瑞 穂	0269-65-3787
上野設備	柳 原	0269-62-5417
(株)フクザワコーポレーション	常 盤	0269-65-3113
高橋設備(有)	常 盤	0269-63-2864
(有)小山商会	常 盤	0269-81-4050
ケンゾー設備企画	常 盤	0269-62-0293
(有)高澤	太 田	0269-65-2043
(有)はしば	太 田	0269-65-2180
(有)まるひら設備	外 様	0269-62-0908
(有)はっとり設備	外 様	0269-62-1187
(株)野沢総合	木 島	0269-63-1430

2 市 外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本ガス工事(株)	長野市	026-244-1252
(株)管興社	長野市	026-222-7114
(株)山一	長野市	026-263-8784
(株)泰斗設備工業	長野市	026-259-0321
(有)コーワ設備	長野市	026-296-0890
(株)クラシアン信州長野	長野市	026-283-3861
(有)中央住設	長野市	026-243-5238
竹前設備	長野市	026-296-0918
共進住設(株)	長野市	026-213-4681
(株)プラマー	長野市	026-214-6211
北信幸業	長野市	026-295-7795

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)宮本設備	長野市	026-219-1044
北繫物産(株)	長野市	026-221-1509
(株)山陽工業	長野市	026-214-8937
(有)ミズコウ	長野市	026-217-3431
ヤマザキ設備	長野市	026-222-0079
滉生	飯綱町	026-253-4510
(有)牧野設備	飯綱町	026-253-4200
(株)北部建設	飯綱町	026-253-2733
旭日管機(株)	須坂市	026-245-3125
(株)信東産業	須坂市	026-245-6426
柳澤設備	須坂市	026-246-5765
信陽工業(株)	須坂市	026-248-1173
(株)環境クリエイション	須坂市	026-245-9400
(有)ウエノ設備	須坂市	026-245-7902
中野設備(株)	中野市	0269-22-4585
中野土建(株)	中野市	0269-22-3175
(有)酒井保温工業	中野市	0269-22-4317
三沢パイプ工業(株)	中野市	0269-22-2636
新栄工業(株)	中野市	0269-22-8181
(有)山岸鉄工所	中野市	0269-22-2872
(有)小林管工	中野市	0269-38-2090
(有)北斗技研	中野市	0269-26-1413
エールエンタープライズ	中野市	0269-26-3206
(株)長嶺設備工業	中野市	0269-38-0703
平隱土建(株)	山ノ内町	0269-33-4518
(有)宮崎商店	野沢温泉村	0269-85-2243
(有)森真商会	木島平村	0269-82-2071
土屋設備	木島平村	0269-82-4435
栄水道	栄村	0269-87-2662
千曲ガス水道 (株)	千曲市	026-272-0035
(株) イースマイル	大阪市	0120-091-052

13-3 応急給水用機器

(令和6年4月1日現在)

給 水 タ ン ク	給水用ポリタンク	給水袋	発電機	給水用ポンプ
給水車2,900ℓ 1台				
給水車2,000ℓ 1台				
タンク2,000ℓ 1個	20ℓ 入り 10個			
タンク500ℓ 4個	10ℓ 入り 4個	6ℓ 用 300	1台	1台
タンク300ℓ 1個				
タンク100ℓ 10個				

資料14 下水道施設関係**14-1 下水道施設の現況**

(令和6年4月1日現在)

種別	処理場名	処理能力(m^3 /日)	計画人口(事業計画)(人)	放流先
公共	飯山終末処理場	6,150	9,600	御立野川→千曲川
	木島終末処理場	1,800	2,450	古川4号排水路→樽川
特環	戸狩終末処理場	4,680	4,460	広井川→千曲川
	斑尾終末処理場	2,540	190	土路川→関川
農集	羽広山浄化センター	30	110	農業排水路→千曲川
	北瑞浄化センター	248	920	農業排水路→千曲川
	瑞穂浄化センター	678	2,510	江川→千曲川
	照岡浄化センター	267	990	農業排水路→千曲川

14-2 飯山市下水道排水設備指定工事店名簿

(令和6年10月11日現在)

1 市 内

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)上村商事	飯 山	0269-62-4188
(有)サンシャイン住設	飯 山	0269-62-5936
(有)信濃住設	飯 山	0269-62-1770
城南設備	飯 山	0269-63-2728
(株)宮本園	飯 山	0269-62-3186
(株)本木建設	飯 山	0269-62-3331
(株)山根屋	飯 山	0269-62-3262
(株)アルプス管工	秋 津	0269-62-4450
水まわり設備	秋 津	0269-62-0738
(有)新栄テック	木 島	0269-62-3310
(株)野沢総合	木 島	0269-63-1430
飯山土建(株)	木 島	0269-63-3462
ケンゾー設備企画	常 盤	0269-62-0293
高橋設備(有)	常 盤	0269-63-2774
戸狩建設工業(株)	常 盤	0269-65-4091
(株)フクダワコーポレーション	常 盤	0269-65-3113
(有)高澤	太 田	0269-65-2043
(有)高橋建材	太 田	0269-65-2013
北信建設興業(株)	太 田	0269-65-2381
(有)はしば	太 田	0269-65-2180
上野設備	柳 原	0269-62-2223
(有)まるひら設備	外 様	0269-62-0908
(有)はつとり設備	外 様	0269-62-1187
高澤建築(有)	瑞 穂	0269-65-3787

2 市 外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
エールエンタープライズ	中野市	0269-26-3206
(株)北山工業 中野営業所	中野市	0269-27-4537
(有)小林管工	中野市	0269-38-2090
(有)酒井保温工業	中野市	0269-22-4317
新栄工業(株)	中野市	0269-22-8181

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中野設備(株)	中野市	0269-22-4585
武田設備(株)	中野市	0269-38-1013
中野土建(株)	中野市	0269-22-3175
(株)長嶺設備工業	中野市	0269-38-0703
(有)北斗技研	中野市	0269-26-1413
三沢 ^ハ イ ^ア 工業(株)	中野市	0269-22-2636
(有)山岸鉄工所	中野市	0269-22-2872
(株)管興社	長野市	026-222-7114
共進住設(株)	長野市	026-213-4681
(株)山陽工業	長野市	026-214-8937
(株)泰斗設備工業	長野市	026-259-0321
竹前設備	長野市	026-296-0918
(有)中央住設	長野市	026-243-5238
日本ガス工事(株)	長野市	026-244-1252
(株)A plumber	長野市	026-214-6211
北信幸業	長野市	026-295-7714
(株)宮本設備	長野市	026-219-1044
(株)山一	長野市	026-263-8784
(有)ミズコウ	長野市	026-217-3431
(有)宮崎商店	野沢温泉村	0269-85-2695
平穂土建(株)	山ノ内町	0269-33-4518
土屋設備	木島平村	0269-82-4435
(有)森真商会	木島平村	0269-82-2071
栄水道	栄 村	0269-87-2662
滉生	飯綱町	026-253-4510
(有)牧野設備	飯綱町	026-253-4200
(株)北部建設	飯綱町	026-253-2733
(有)ウエノ設備	須坂市	026-245-7902
(株)環境クリエイション	須坂市	026-245-9400
(株)信東産業	須坂市	026-245-6426
信陽工業(株)	須坂市	026-248-1173
柳澤設備	須坂市	026-246-5765
千曲ガス水道(株)	千曲市	026-272-0035

14-3 下水道関係応急用機器一覧

(令和6年4月1日現在)

分類	機材機器名	仕様	単位	数量
測量器具	レベル		台	2
	スタッフ		台	2
	巻き尺	50m	個	2
照明	懐中電灯	LED 3W	個	2
排水器材	投光器	300W	台	2
	発電機	単相 100V 1.5kW	台	2
	キャプタイヤケーブル	4線 3.5sq	m	20
	水中ポンプ 口径 50	単相 100V 0.4kW	台	1
	水中ポンプ 口径 80	三相 200V 1.5kW	台	1
	ホース(水中ポンプ用)口径 50	サクションホース 20m	式	2
	ホース(水中ポンプ用)口径 80	サクションホース 20m	式	1
車両関係	作業用車両(軽トラ)	660cc ダンプ機能付き	台	1
管路使用機材	通風機	単相 100V	台	1
	はしご	二段式	台	1
	命綱		個	2
	マンホールオープナー		本	4
	複合型ガス検知器	酸素・可燃性ガス・一酸化炭素・硫化水素	台	1
保安機材	バリケード		個	3
	虎ロープ	20m	式	2
	スコップ	角	個	2

— 資料15 通信施設関係 —

15-1 飯山市防災行政無線一覧

呼出名称	配置場所又は所持者	無線局種別	空中線電力
いいやまし 132～135	飯山市危機管理防災課	移動局（携帯）	4W

* • 無線局所種別：陸上移動局 • 周波数：466.9875MHz（アナログ）

15-2 IP無線一覧

呼出名称	配置場所又は所持者	無線種別
飯山市本部	市役所危機管理防災課（災害対策本部）	I P 無線（親局）
飯山C	飯山地区活性化センター	I P 無線（携帯）
秋津C	秋津地区活性化センター	I P 無線（携帯）
木島C	木島地区活性化センター	I P 無線（携帯）
瑞穂C	瑞穂地区活性化センター	I P 無線（携帯）
柳原C	柳原地区活性化センター	I P 無線（携帯）
外様C	外様地区活性化センター	I P 無線（携帯）
常盤C	常盤地区活性化センター	I P 無線（携帯）
富倉C	富倉地区活性化センター	I P 無線（携帯）
太田C	太田地区活性化センター	I P 無線（携帯）
岡山C	岡山地区活性化センター	I P 無線（携帯）
飯山1～29	市役所危機管理防災課	I P 無線（携帯）
消防団10	消防団 消防団長	I P 無線（携帯）
消防団11	消防団 副団長	I P 無線（携帯）
消防団12	消防団 副団長	I P 無線（携帯）
消防団13	消防団 本部部長	I P 無線（携帯）
消防団14	消防団 救助隊長	I P 無線（携帯）
消防団15	消防団 事務局（市役所危機管理防災課）	I P 無線（携帯）
消防団21	消防団 第1分団長（飯山）	I P 無線（携帯）
消防団22	消防団 第2分団長（秋津）	I P 無線（携帯）
消防団23	消防団 第3分団長（木島）	I P 無線（携帯）
消防団24	消防団 第4分団長（瑞穂）	I P 無線（携帯）

消防団25	消防団 第5分団長（柳原・富倉）	I P 無線（携帯）
消防団26	消防団 第6分団長（外様）	I P 無線（携帯）
消防団27	消防団 第7分団長（常盤）	I P 無線（携帯）
消防団29	消防団 第9分団長（太田）	I P 無線（携帯）
消防団30	消防団 第10分団長（岡山）	I P 無線（携帯）
消防団40	消防団 指令車	I P 無線（車載）
消防団41	消防団 第1分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団42	消防団 第2分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団43	消防団 第3分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団44	消防団 第4分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団45	消防団 第5分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団46	消防団 第6分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団47	消防団 第7分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団48	消防団 第5分団軽積載車（富倉）	I P 無線（車載）
消防団49	消防団 第9分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団50	消防団 第10分団ポンプ車	I P 無線（車載）
消防団51	消防団 救助隊資機材車	I P 無線（車載）
岳北消防	岳北消防本部	I P 無線（携帯）

※ NTT ドコモの3G/LTE回線、もしくはauの4GLTE回線を使用。

資料16 建設関係

16-1 市内建設業者一覧

業者名	所在地	電話番号	工種
(株)アルプス管工	静間2253-1	62-4450	土建管水
飯山土建(株)	下木島418	63-3462	土と舗解
飯山ブロック(株)	南町23-22	62-3305	建
飯山陸送(株)	静間280-1	62-3351	土と石解
一山土木工業(株)	静間2095-1	63-2165	土と舗解
伊東建設(株)	下木島11-1	62-3447	土建と屋舗塗園解
(有)江口建設	常郷2221	65-2215	建
(有)越後屋電器商会	飯山3144	62-2422	電管消
大島電気(株) 長野営業所	飯山6134-1	67-0190	電通
(株)加美村	豊田3980	65-2213	建
(株)上村商事	飯山193-10	62-4188	土管夕水
協立電機(株)	常盤1600	62-0025	電管消
(株)栗林建設	豊田3141	62-2972	土と舗
小林電気(株)	野坂田287-2	62-2771	電消
(有)小山商会	緑214	81-4050	土と舗水解
(有)斎藤組	一山158-3	69-2007	土と舗
(株)栄建設	蓮990-1	62-3036	土建
(有)佐藤工房	下木島431	62-3737	建大
(株)サンタキザワ	木島1144	62-4128	土建と管舗園水解
(有)新栄テック	木島822	62-3310	土と鋼舗塗水
(有)信越重機	南町23-10	62-3438	土と舗
大栄開発(株)	飯山5164-1	62-4664	土と舗解
(株)太洋	飯山1359-1	62-4165	建と解
(有)高澤	常郷692	65-2043	土電管水消
高津電気工事(株)	南町5-19	62-3521	電消
(有)高橋建材	常郷697-4	65-2013	土建
(有)滝沢建築	常盤4228-2	65-3001	建

(有)滝沢詔夫建工	飯山5333-3	62-5171	土建舗
(株)田澤工務店	瑞穂豊1511	65-2876	建
千曲電気設備(株)	飯山956	63-3329	電消
戸狩建設工業(株)	照里1299	65-4091	土と舗
常郷工業(株)	常盤1240	65-3118	土と舗
(有)常盤組	常盤5541	62-0513	土
(株)野沢総合	木島930-1	63-1430	土建大と管舗塗防水消解
飯水建設(有)	飯山3575-1	63-3515	土と
坂東建設(株)	南町19-7	62-3321	土建と管舗防解
(有)平野開発	蓮218-1	63-3614	土と管舗
(株)フクザワコーポレーション	常盤1234	65-3113	土建と屋電管舗鋼防園井水解
(株)藤巻建設	照岡16	69-2111	土建と電管舗解
北信建設興業(株)	常郷1470	65-2381	土舗水
(株)北信ボーリング	蓮3957	62-1000	土と舗井解
(株)北誠商事	静間3390-1	62-3344	建
(有)丸福建設	瑞穂2186	65-3004	土
丸政商事(有)	飯山2222	62-2076	建大
(株)宮本園	飯山2283	62-3186	土と管舗水
(株)村上建設	常郷58-1	65-2245	建
(株)本木建設	南町23-10	62-3331	土建と管舗塗園水解
山崎建設(株)	瑞穂豊257	65-3115	建
(株)山根屋	飯山145-1	62-3262	土管水
(有)吉越商事	瑞穂4180-6	65-2840	土と舗園解

資料17 除雪関係

17-1 緊急確保路線（除雪）

種別	路線名	除雪区間	延長(km)	摘要
県（建設部）所管				
国	117号	長野市 中御所 下水内郡 栄村 県境	52.5	飯山 18.2
国	292号	下高井郡 山ノ内町 陽坂 飯山市 富倉	54.7	飯山 13.4
国	403号	中野市 栗和田 飯山市 中央橋	17.3	飯山 1.6
主	飯山野沢温泉線	飯山市 新町 下高井郡 野沢温泉村 野沢	12.9	飯山 9.9
主	飯山斑尾新井線	飯山市 福寿町 飯山市 県界	10.6	飯山 10.6
主	曾根藤ノ木線	飯山市 顔戸 飯山市 藤ノ木	3.8	飯山 3.8
主	飯山新井線	飯山市 顔戸 飯山市 下水沢	3.3	飯山 3.3
主	中野飯山線	中野市 新井 飯山市 木島	9.7	飯山 0.3
飯山市所管				
市	1-127号線	本町～皿川	1.0	
市	1-124号線	新町～上町	0.5	
市	1-234号線	25m道路	0.2	
市	1-241号線	本町～市役所	0.3	
市	1-103号線	静間バイパス交点～藤ノ木292交点	6.2	

—— 資料18 災害救助法の適用関係 ——

18-1 救助の実施要領の基準（概要） (令和5年6月現在)

1 制度の概要

(1) 目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制

- ・法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。（法定受託事務）
- ・必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- ・広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

(3) 救助の種類

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊き出しその他による食品の給与
- ④飲料水の供給
- ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ⑥医療・助産
- ⑦被災者の救出
- ⑧住宅の応急修理
- ⑨学用品の給与
- ⑩埋葬
- ⑪死体の搜索・処理
- ⑫障害物の除去
- ⑬県からの事務委任に基づく共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務（社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合に限る）に必要な人件費及び旅費

(4) 適用基準

- ・災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合
(令第1条第1項第1号～第3号)
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第1条第1項第4号）

(5) 救助の程度、方法及び期間

①一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等がこれを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）

②特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

2 適用基準（災害救助法施行令）

(1) 住宅等への被害が生じた場合

①当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上100,000人未満	80
5,000人以上15,000人未満	40	100,000人以上300,000人未満	100
15,000人以上30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の②の住家被害対応表で同じ。）

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の②の住家被害対応表で同じ。）

②当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じアに示す数以上であって、当該市町村の区域の被害世帯数が、その人口に応じイに示す世帯数以上であること（令第1条第1項第2号）

ア 都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	イ 市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500	5,000人以上15,000人未満	20
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000	15,000人以上30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上50,000人未満	30
		50,000人以上100,000人未満	40
		100,000人以上300,000人未満	50
		300,000人以上	75

③当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

④災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと（令第1条第1項第3号後段）

- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

(2) 生命・身体への危害が生じた場合（4号基準）

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

3 救助項目ごとの概要

各救助項目のうち、太字部分は特別基準の設定が可能なもの。

(1)-1 避難所の設置

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 340円 以内	
救助期間	災害発生の日から 7日 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	避難の長期化等、場合によっては、ホテル・旅館等を借上げて避難所とすることも可能（利用金額は1泊当たり7,000円/名（食費・税込み）を目安とすること。）

(1)-2 福祉避難所の設置

	福祉避難所	備考
対象者	避難所の一般基準のうち、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	
費用の限度額	避難所の一般基準に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算	
救助期間	避難所の一般基準と同じ	
対象経費	避難所の一般基準に加えて、 ①概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材などを加算できる	公的な宿泊施設又はホテル・旅館等も、災害時に福祉避難所として利用できること（利用金額は1泊当たり7,000円/名（食費・税込み）を目安とすること。）

(2)-1 応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議
費用の限度額	1戸当たり平均 6,775,000円 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	概ね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から 20日 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(2)-2 応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）

一般基準		備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準ずる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(3) 炊き出しその他のによる食品の給与

一般基準		備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	避難所ではなく、自宅において避難生活している方が避難所に給与を受取りに来た場合も対象となる。 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事は対象とならない。
費用の限度額	1人 1日当たり 1,230円 以内	1人平均かつ3食でという意味
救助期間	災害発生の日から 7日 以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

(4) 飲料水の供給

一般基準		備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	住家の被害は問わない
救助期間	災害発生の日から 7日 以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一般基準		備考
対象者	住宅が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記 のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から 10日 以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶椀、皿等 ④マッチ等 ⑤電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）

〈別記〉 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

(※) 夏季：4月1日～9月30日、冬季：10月1日～翌年3月31日であり、季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6)-1 医療及び助産（医療）

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から 14日 以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

(6)-2 医療及び助産（助産）

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班により行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から 7日 以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

(7) 被災者の救出

	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から 3日（72時間） 以内	
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

(8)-1 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理【準半壊以上（相当）】

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円 以内	・特別基準の設置はなし ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から 10日 以内に完了	

(8)-2 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 706,000円 以内	・特別基準の設置はなし ・1世帯当たり平均ではなく世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から 3か月 以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては 6か月 以内)	

(8)-3 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【準半壊】

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す 一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000円 以内	・特別基準の設置はなし ・1世帯当たり平均ではなく世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から 3か月 以内に完了 (国の災害対策本部が設置された災害においては 6か月 以内)	

(9) 学用品の給与

一般基準	
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 4,800円 以内、中学校生徒 5,100円 以内、高等学校等生徒 5,600円 以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材： 1か月 以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 15日 以内

対象経費	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等
	②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
	③通学用品	傘、靴、長靴等
	④その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

(10) 埋葬

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）： 219,100円 以内 小人（12歳未満）： 175,200円 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から 10日 以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

(11) 死体の捜索・処理

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり： 3,500円 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合： 1体当たり 5,500円 以内（注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から 10日 以内	

(12) 障害物の除去

	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる 生活上欠かすことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むこと目的としている 応急仮設住宅の供与との併給は不可
費用の限度額	1世帯当たり 138,700円 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から 10日 以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

—— 資料19 その他の資料 ——**19-1 災害時における防災関係機関の活動拠点**

機関名	用途	活動拠点場所又は施設	所在地
広域消防、警察、自衛隊等	災害応急活動を行う 応援部隊の集結場所	市民プール駐車場	飯山市大字旭4535番地1
		多目的グラウンド駐車場	飯山市大字旭4682番地1 飯山市大字旭4691番地
岳北消防本部	岳北消防本部庁舎が 被災又は被災するお それがある場合にお ける出動拠点	長峰インフォメーション センター	飯山市大字旭4691番地
		多目的グラウンド駐車場 (長峰インフォメーションセンター前)	飯山市大字旭4691番地

19-2 過去に発生した主な大規模災害の記録

災害種別	発生年月日	発生場所	災害状況と規模
豪雪	S 20. 2.	市内全域	積雪量 飯山で 2 m85cm
水害	S 20. 10. 5 ～20	常盤 木島	数度の台風の接近により常盤で千曲川堤防、木島で樽川堤防決壊 中央橋、大閑橋流失 浸水戸数約1, 200戸 農地の浸水約1, 100haの大被害
火災	S 23. 4. 10	愛宕町 県町	県町より出火22世帯 55棟焼失
火災	S 24. 4. 19	秋津柳久保	集落全戸（13戸）全焼
火災	S 27. 5. 18	鉄砲町 上倉 上町 本町	通称「飯山大火」139世帯被災 内全焼98世帯 真宗寺も焼失。
火災	S 31. 4. 19	本町	10世帯19棟全焼
水害	S 31. 9. 27	市内全域	台風15号により腰巻橋（当時の名称）流失
豪雪	S 32. 1.	市内全域	飯山線運休20日間
水害	S 34. 8. 14	木島 常盤	台風7号による災害 木島樽川堤防決壊 柏尾橋流失 家屋の被害 流失5 床上浸水517 床下浸水368 農地の浸水1, 022ha 総被害額41, 900万円 災害救助法適用
地震	S 39. 6. 15	市内北西部	新潟地震による被害 飯山市震度4 柳原小学校児童2名負傷 飯山線被災
水害	S 44. 7. 5	飯山 秋津 瑞穂 柳原	集中豪雨による災害 秋津西部を中心に被害 住宅の被害 半壊3戸 床上浸水31戸 床下浸水629戸 被害総額69, 000万円
豪雪	S 51～S 53	市内全域	3年連続の豪雪 自衛隊出動や飯山線運休が相次ぐ52年には飯山試験地で積雪量215cmに達する
豪雪 (俗稱 「56豪 雪」)	S 56. 1～3	市内全域	飯山線不通延べ27日間 自衛隊出動（S 56. 1） 飯山試験地積雪量251cm 災害救助法適用
水害	S 57. 9. 13	木島 常盤 太田 岡山 飯山	台風18号による災害 樽川で堤防3か所決壊9. 60m家屋の被害 床上浸水705戸 床下浸水95戸 農地浸水587ha 被害総額715, 245万円 災害救助法適用[自衛隊要請]
水害	S 58. 9. 29	常盤 飯山 瑞穂 太田 岡山	台風10号による災害 戸狩及び柏尾で千曲川堤防決壊10. 09m 家屋の被害 流失1戸 床上浸水567戸 床下浸水135戸 農地浸水 895ha 被害総額551, 000万円 災害救助法適用（激甚災害）[自衛隊要請]

豪 雪 (俗 称 「 59 豪 雪」)	S 59. 1 ~ 3	市内全域	飯山地域気象観測所積雪量257cm (観測史上第2位) 消 雪日 4月26日 (観測史上最も遅い) 災害救助法適 用
水 害	H7. 7.11	市内全域	集中豪雨による災害 最大1時間雨量 (市役所克雪セ ンター PM 7-8) 37mm 市道 農道 林道 河川 水路を中心には被害額 109,200万円
土砂災害	H14. 10.31	柳原堰口	台風第21号による豪雨により地すべり発生 住家1棟 倒壊
水 害	H16. 10.21	市内全域	台風第23号による千曲川の増水 9.37m 県町ほか内 水による床上浸水4件 樽川堤防で漏水発生 (パイピ ング現象) 木島地区に避難準備発表
地 震	H16. 10.23	市内北西部	中越地震による被害 飯山市震度4 (4.1) 岡山地区停 電291戸、市道・農業施設等に被害
水 害	H17. 8.16	市内北西部	集中豪雨により中小河川氾濫、土砂の流出、崖崩れ多 発 1時間最大雨量56mm、1日最大雨量157mm
豪 雪 (「平成18 年豪雪」 気象庁命名)	H17. 12.10～ H18. 2.28	市内全域	12月27日 A 1時豪雪災害対策本部設置 1月6日から 11日自衛隊災害派遣 1月7日災害救助法適用 (延長1 回26日まで) 飯山2月5日256cm、岡山2月5日483cm 死亡3名、負傷者33名、住宅全壊3一部損壊21棟
水 害 (「平成18 年7月豪 雨」気象 庁命名)	H18. 7.19 ～ 7.26	市内全域	梅雨前線による集中豪雨による千曲川の増水。飯山水 位観測所9.75m、大倉崎12.24m (観測史上2番目) 常 盤、木島地区でパイピング現象による漏水箇所多数。 床上浸水3戸、床下浸水10戸、非住家14戸。避難勧告 4区32世帯。
地 震	H19. 7.16	市内全域	中越沖地震による被害。飯山市震度5強 重傷2名、軽傷17名、住家一部損壊71棟、 非住家一部損壊27棟、農業被害 菌茸85件 189,124千円 (ビン6,019千本)
地 震	H23. 3.12	市内北部	長野県北部地震による被害。飯山市震度4 住家全壊1棟、一部損壊14棟
豪 雪	H24. 1～3	市内全域	アメダス飯山観測所 242m(2月3日) 死者3名、重軽傷18名 2月2日am9時 豪雪対策本部設置(3月19日まで) 2月3日災害救助法適用 (2月29日まで)

土砂災害	H29. 5. 19～ H29. 11. 20 (避難勧告解除日)	岡山地区桑名川区	井出川上流山腹崩落災害による被害。 5月19日、住民からの通報により井出川上流に大規模な土砂崩落を確認（崩落規模 幅約 150m、長さ約500m） 5月20日に災害対策本部設置及び避難勧告発令（対象世帯 10世帯 26人）。5月22日には土石流が発生し、避難勧告から避難指示（緊急）に切り替えた。 その後、専門家による調査及び県対策工事の進捗状況を踏まえ、安全が確保された世帯を対象に避難指示発令世帯を解除。 11月20日、4世帯 14人を対象に避難勧告解除、災害対策本部から警戒本部へ切り替えた。 平成30年11月末に県対策工事において、新砂防堰堤「出川照岡砂防堰堤」が完成。また、上流には治山ダムを建設。警戒本部は平成30年12月3日に廃止した。
水害	H29. 10. 22～ 24	市内全域	秋雨前線及び台風21号による大雨、千曲川増水による被害。飯山水位観測所 8.23m 死者1名（増水した河川に転落）、内水による床上浸水1棟、床下浸水14棟、非住家の浸水9棟、住家の一部破損2棟（暴風）、道路・河川関係の被害 72カ所、農業関係の被害 52カ所、下水道管 1箇所 土砂災害警戒情報発表により避難勧告発令（分道、堰口、中谷 対象世帯40世帯79名） 日降水量 119.5 mm（10月23日）、瞬間最大風速 26.3 m/s
水害 (「令和元年東日本台風」気象庁命名)	R1. 10. 12～ 14	市内全域	R2. 9. 30 現在 台風第19号における大雨による災害、千曲川の増水及び皿川堤防決壊による浸水被害 飯山観測所最高水位 11.10m（既往最高水位） 立ヶ花観測所最高水位 12.46m（既往最高水位） 10月12日～13日にかけて避難勧告、避難指示を発令、10月14日に全ての地域の避難勧告、避難指示を解除 避難指示：大久保（バイパス沿い一部） 避難勧告：常盤・木島地区全区、北町、有尾（皿川沿い一部）、田町、福寿町、本町、肴町、上町、新町、鉄砲町、奈良沢、栄町、県町、上組（一部）、中山根（一部）、伍位野（一部）、北畠、戸那子、中組（一部）、富田（一部）、関沢（一部）、大深（一部）、桑名川（一

			<p>部)</p> <p>死者 1名（災害関連死）、重傷者 1名、軽傷者 4名</p> <p>住家浸水被害 633 棟（大規模半壊 38 棟、半壊 152 棟、一部損壊（準半壊）25 棟、一部損壊（10%未満）418 棟）（店舗併用住宅含む）</p> <p>事業所浸水被害 173 件（現在店舗併用住宅含む、倉庫・車両被害のみの事業所あり）</p> <p>道路崩落箇所等 62 か所、河川被害 2 か所</p> <p>圃場湛水 520ha（田 370ha、畑 150ha）</p> <p>土木公共施設被害額（概算）13,200 万円</p> <p>農業・農林施設被害額（概算）20,100 万円</p> <p>災害救助法適用（激甚災害）、被災者生活再建支援法の対象認定</p>
水　　害	R2. 7. 15～ 16	市内全域	<p>梅雨前線における集中豪雨による被害</p> <p>7月 16 日 木島地区吉区に土砂災害を警戒した避難勧告発令、8月 3 日 避難勧告解除</p> <p>住家の床上浸水 1 棟、床下浸水 9 棟</p> <p>道路崩落箇所等 31 か所、河川被害 4 か所、地滑り防止区域（吉区）崩落箇所 21 か所</p> <p>農地被害 23 か所（田 12 か所、畑 11 か所）、農道・林道被害 4 か所、水路被害 15 か所</p>
水　　害	R3. 8. 12～ 15	市内全域	<p>秋雨前線における長雨による千曲川の増水。</p> <p>飯山水位観測所 8.62m</p> <p>降り始め(8/12 17 時)から降り終わり(8/15 10 時)までの累積雨量</p> <p>飯山観測所(市) 186.5mm、岡山観測所(市) 142.5mm、斑尾観測所(県) 198mm</p> <p>8月 14 日 市内全域に千曲川増水に伴う高齢者等避難発令、8月 15 日 高齢者等避難解除</p> <p>住家の床下浸水 1 棟</p> <p>農地被害 6 か所（田）、農道被害 4 か所、水路被害 7 か所、取水口被害 2 か所</p>
豪　　雪	R3. 12～R4. 2	市内全域	<p>アメダス飯山観測所 232m(2月 7 日)</p> <p>死者 1 名、重軽傷 16 名</p> <p>2月 7 日 am9 時 豪雪対策本部設置(3月 1 日まで)</p> <p>住家 半壊 1 件、一部破損 1 件</p>

19-3 気象庁震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほどんどよりは少ない。
ほどんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現し、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路上に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。